

解題書目 第六集

五家文書目錄

青森県立図書館



解題書目 第六集

五家文書目錄

菊池家・石野家・松谷家
野村家・西谷家

青森県立図書館

序

解題書目六集として家わけ文書をとりあげた。今回収録したのはむつ市菊池家、石野家、下北郡佐井村松谷家、上北郡野辺地町野村家、黒石市西谷家の文書を取りあげた。

(一) 菊池家文書は、むつ市菊池渙治氏旧蔵書で、南部藩田名部代官所に勤めた菊池家代々の天明年間から明治期までの資料である。

(二) 石野家文書は、むつ市石野雄五氏旧蔵書で、同家の経営覚書、鉄山仕込帖など、文久年間から明治期までの資料である。

(三) 松谷家文書は、佐井村松谷彰次氏旧蔵書で、下北地方の海運（廻船業）の消長をしるした寛政年間から明治初期までの資料である。

(四) 野村家文書は、野辺地町野村治三郎氏旧蔵書で、南部藩の開港場であった野辺地湊の廻船業、野村家の「金銭出入帖」、「総勘定調帖」等、寛政年間から明治年間までの資料である。

(五) 西谷家文書は、黒石市西谷平兵衛氏旧蔵書で、青森県開庁当初の為替方をつとめた際の、経済事情、園芸日誌等、明治初期の資料である。

本県における先人の足跡である生活文化の資料が、わずかずつであるが、順次公刊されてきており、今後これを継続して行きたいと思っている。本資料も郷土史を研究される方々の手引となり得れば幸いである。

なお、史料の整理、分類、解説、解説等については、貝森格正、福井雄三両氏にお願いした。その労に改めて謝意を表したい。

昭和五十一年三月一日

目次

一	概説	1.1
二	菊池家文書	15
三	石野家文書	20
四	松谷家文書	22
五	野村家文書	24
六	西谷家文書	30
七	各家文書目録	37

菊池家文書……………39

石野家文書……………53

松谷家文書……………55

野村家文書……………57

西谷家文書……………60

凡 例

一 整理分類に当って各家毎に項目分類（上部番号）し、更に小分類（下部番号）した。

二 原名は次の順序に配列、即ち表題、年号、作成者、数量の順である。

三 ※印は補注又は資料の一部抜書であり、・印は内容連記の場合の区切りとした。

菊池家文書

十一ノ三日 晴

一尻屋御番所替替古屋根板御番人

頂戴申度旨平左衛門迄願出今日判左衛門殿江
申上願之通被下

一昨夜御役所江咄ニ罷出四ツ渦罷帰ル

一在々江判左衛門殿着被致候間罷出候様廻状
相出

一菊池伴之助当分御物書加江被仰付

一下宿後関根肝入罷越寄罷大畑

与左衛門名代半六船罷越及相談候処

是上物入之処江抱り不申趣其後早取

相片付不申ニ付右懸り合之者私共ニ

田名部江御呼出懸合被仰付被下度旨

申出候ニ付幸大畑検断罷出候て可申付

旨申達

一右検断罷越右之趣申達

一本町庄左衛門罷越間屋印形之船罷越

候間当町間屋共内々故障有之趣ニ相

聞得候処其処ヲハ不申出甚行違候趣之儀

申達

一川嶋俊蔵罷越おそよ儀挨拶之儀

申聞ル 小川町専右衛門見舞ニ来ル

——菊池家文書「雜書」

寛政九年巳九月十四日——



春駒

けしきりぬるらふの末をたふさるれ
いふふこころ
むれとくぬるらふとてぬるらふとて
ぬるらふとてぬるらふとてぬるらふ
ぬるらふとてぬるらふとてぬるらふ
ぬるらふとてぬるらふとてぬるらふ

春駒

かけり行影もあら野の末遠き霞かくれに
いはふ春こま

むれ立て何をかすさむ枯草に霜をおく野の
はるのあら駒

はる草の生さき見せてあまさかる龍もあら野に
駒いはふなり

——田名部菊池正章歌稿「月花集」より——



十一ノ十八日 陰

一西通分限金取立として被遣候涉田庄之進昨夜罷婦

一奥内川代御山返上受取菊池郡治一昨日被仰付罷越相濟昨日罷婦ル

一大平老役権兵衛病氣ニ付御免被成下度旨願出願の通御免被成

一三上左五兵衛大畑より罷婦ル

同十九日 晴

同廿日 晴夜雨

一大畑町清右衛門平四郎忠兵衛上納方取扱忠兵衛平四郎太病ニ付立遣の趣無之 坪

要右衛門罷越

同廿一日 雨

一右同断取扱要右衛門罷婦

同廿二日 雪寒

一岩屋村母衣部村境の松木当春

岩屋の者共伐候所母衣部村より被止置候ニ付段々双方論合ニ相成此度岩屋

村願ニ出母衣部村の者共呼出岩屋ニて

伐候新木ハ双方え(ハ)半分ツ、被下境の儀ハ

是迄岩屋村ニて心得居候通相心得居

追て御吟味迄双方見守候様申渡

——菊池家文書「御用留」文化六、七年度分

中文化六年十一月十八日——廿二日。——

The image displays three historical Japanese documents, likely official records or certificates, arranged horizontally. Each document is written in vertical Japanese calligraphy (shiki) and includes official stamps and dates.

- Left Document:**
 - Top stamp: 甲子 (Kochi)
 - Text: 小花抄具希 (Kochi Shōji no Kōji)
 - Date: 明治十四年 (Meiji 14)
 - Location: 小田野沢村 (Odanosazamura)
 - Bottom date: 乙八月下旬 (Ochiyoshi, 8th month, late)
- Middle Document:**
 - Top stamp: 甲子 (Kochi)
 - Text: 小花抄具希 (Kochi Shōji no Kōji)
 - Date: 明治十四年 (Meiji 14)
 - Location: 小田野沢村 (Odanosazamura)
 - Bottom date: 乙八月下旬 (Ochiyoshi, 8th month, late)
- Right Document:**
 - Top stamp: 甲子 (Kochi)
 - Text: 小田野沢村 (Odanosazamura)
 - Date: 明治十四年 (Meiji 14)
 - Location: 小田野沢村 (Odanosazamura)
 - Bottom date: 乙八月下旬 (Ochiyoshi, 8th month, late)

[illegible]

鑄釜買仕切

一試百貫文 鑄式斗入廿箇 古錢

一拾五貫文
貳尺八寸
平釜壹枚

一廿式貫文
貳尺四寸
同貳枚

一拾六貫文
貳尺貳寸
同貳枚

一拾叁貫文 貳尺 同貳枚

式百六拾六貫文

ヒ
○

此金三拾八兩と

一 八貫七百四十文 加印

消兵衛行

買物代

六八

金七兩七歩ト

永三又五分三厘

田名部石野家文書、元治二年

「清寿丸仕入帳」より。大工屋清兵衛



松谷家文書

御訴

越後三社丸

一弁財造三人乗 国産

右の船今辰刻入船仕候付

此段御訴奉申上候以上

宿

三月十日 伝治

湊御改所

——佐井松谷家文書、明治四年
他国船入船に付船宿松谷伝治家
よりの湊御改所への届出状——

御訴

矢越

同村

木下福松十五才 宮本宗之助式十才 福田兼蔵式十才

磯谷村

佐井

福田理助式拾才 吉津定吉三十才

佐井

佐井

岡本新助十五才 岡本留蔵卅七才

佐井

佐井

鹿嶋藤吉十八才 川畑勇四廿三才

原田村

原田村

池田兼吉式拾才 佐々木留蔵卅七才

磯谷村

福田兼蔵式十才

佐井

和田長五郎廿六才

佐井

辻 市松式十才

山口初太郎十八才

原田村

金沢金兵衛五十七才

磯谷村

横浜理助式十七才 福田由松廿七才

磯谷村

同村

岡本伊助三十六才

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

磯谷村

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

磯谷村

横浜市郎兵衛廿七才

同村

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



覚

一 金下太名生ら兩
 一 大錢十貫文入十呌ト武貫六百文
 一 光錢十二貫五百文入九呌ト五貫百五十文
 一 百錢 三百八十毫枚
 一元錢十四貫四百五拾文
 一通錢九百廿九貫九百五拾文
 一 悲錢 三貫八百文
 一 通錢 九百廿九貫九百五拾文
 一 悲錢 三貫八百文

野村家文書

覚

一金ト天〇タロム生ら兩
 一大錢十貫文入十呌ト武貫六百文
 一光錢十二貫五百文入九呌ト五貫百五十文
 一百錢 三百八十毫枚
 一元錢十四貫四百五拾文
 一通錢九百廿九貫九百五拾文
 一悲錢 三貫八百文

— 野辺地野村家文書安政四年「金錢
 出入帳」巻頭の、前年度精算後即ち
 年度初めの資本金である。金錢符号
 並錢種称呼については解説参照——

甲 天保五年

正徳丸合船清帳

午 六月吉日

惣

金 九拾九兩老朱卜

金 九拾五貫五百五拾老文

金 兩替六六

金 此金 拾四兩老朱三朱卜

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

金 貳百六拾三文

甲 天保五年

正徳丸合船清帳

午 六月吉日

惣

金 九拾九兩老朱卜

金 九拾五貫五百五拾老文

金 兩替六六

金 此金 拾四兩老朱三朱卜

金 貳百六拾三文

合

金 百拾三兩貳步卜

金 貳百六拾三文

右之通御座候以上

三拾五才 小四郎

同 新八

十六才 徳三郎

七才 市三郎

八才 徳治郎

野辺地野村家にて天保五年

持船正徳丸合船総費用

持船正徳丸合船総費用

西谷家文書

十九日半照半曇風少々

今日伊勢参宮致候犬御当地え(へ)送届ニ
相成候由ニて飼主行之候ハ早速申出候様
御触出ニ相成候此犬儀秋田御家中森川
堅(監)物様御家老衆の由御下り懸江戸近辺
ニて御供え(へ)付廻候由言え(へ)何やら懸有候ニ付
御供衆ニ吟味為致候処伊勢の御被ニて作
之上書ニ津輕黒石と有之由ニ付隣國の
事故送届可遣由ニて道中勞り御召連
被下候由秋田え(へ)御着否御國御本陣
宿津輕屋太右衛門え(へ)御預ケ夫より御当地え(へ)
宿繼ニて檜皮ニて拵候かこよふ(様)の物え(へ)
入送届ニ相成名主松井斎兵衛殿え(へ)落付
候ニ付一見致候処白犬ニて五ツ六ツ
にも可相成に見得草臥故か至て靜ニて
首ニ御被と銭式百文余懸有右御被の
上書ニ津輕黒石と有誠ニ珍敷事ニ候四五日
過候得其飼主未相知候

——黒石西谷平兵衛日記三冊中二冊目

嘉永四年五月十九日の項——

今日伊勢参宮致候犬御当地え(へ)送届ニ
相成候由ニて飼主行之候ハ早速申出候様
御触出ニ相成候此犬儀秋田御家中森川
堅(監)物様御家老衆の由御下り懸江戸近辺
ニて御供え(へ)付廻候由言え(へ)何やら懸有候ニ付
御供衆ニ吟味為致候処伊勢の御被ニて作
之上書ニ津輕黒石と有之由ニ付隣國の
事故送届可遣由ニて道中勞り御召連
被下候由秋田え(へ)御着否御國御本陣
宿津輕屋太右衛門え(へ)御預ケ夫より御当地え(へ)
宿繼ニて檜皮ニて拵候かこよふ(様)の物え(へ)
入送届ニ相成名主松井斎兵衛殿え(へ)落付
候ニ付一見致候処白犬ニて五ツ六ツ
にも可相成に見得草臥故か至て靜ニて
首ニ御被と銭式百文余懸有右御被の
上書ニ津輕黒石と有誠ニ珍敷事ニ候四五日
過候得其飼主未相知候



此判取帳満五

百円限来明治

七年十月廿五日迄

取引之分第一類

之印税西谷平兵

衛ヨリ納済ニ相成

候条此印章

ヲ以テ証シ置モノ也

印税取扱人

明治六年 青森県中属

十月廿六日 小川 涉郎

——黒石西谷家文書中、西谷
平兵衛徴集税金納入判取帳
明治六年「判取帳」——

五家文書解説

むつ市	菊池家
同	石野家
佐井村	松谷家
野辺地町	野村家
黒石市	西谷家

(一) 概説

此度採録した五家文書は当館に寄贈された文書中、下北所在の三家と野辺地港の一家即ち海運に係る地域に加えて、山地背景の内陸津軽平野部の黒石の一家のものである。だが此等各家は何等の深い交渉があった訳ではなく、各家別個のものである。大別すれば菊池家文書は地方藩士の役職記録であり、他の四家は庶民階級としての生業経営の家計・金融・運輸等に関する商業文書である。総合すれば附表の如く時代の間隔は明和年より明治四十四年の間にわたるが、文書性格からして公的山林行政留書と商業金融資料としての金銭出入帳・大福帳・仕切帳並びに為替方担当の徴税取扱簿冊等にわけられる。

むつ市田名部	菊池家文書	一一九点
同	石野家文書	二六點
下北佐井村	松谷家文書	二〇點
野辺地町	野村家文書	五六點
黒石市	西谷家文書	一二一・二

計 三四二点

一 菊池家は下北半島の政治経済の中心地田名部町（大湊と合併、むつ市となる）に住し、盛岡南部藩の御給人として代々田名部代官所下役を勤め、菅江真澄と交友のあった七代泰作成章の如き文人なども出て、歌集「月花集」なども含まれている。文書の大半は代々役務中の留書・雜記録等である。

一 石野家は田名部在住の商家であり、幕末越中より薬種行商人として同地に定着した新興商人で、下北地域経済を象徴する木材・海産物・鉱山などに着手した経歴が、具体的に商業文書に残されている。同家文書中の鉄山仕込文書は先年京都大学小栗田淳博士来館の折り、明治初年頃手掘り作業の実態がわかり珍しい鉱山資料であると語って居られたという。

一 文化九年（一八一二）の「廻船御客帳」——（マイクロフィルムに収録、当館保存）の所有者である下北佐井湊の松谷家は現在旅館業を経営して居られ、伝承文書を寄贈していた当主彰次氏は今年正月に亡くなられたが、松谷家十二代目である。先祖は加賀より来住したと伝えられ、代々伝四郎を名乗り、問屋大宿を生業としていた。従って海運文書ともいふべき水産・船舶の出入等の文書が多数を占めている。

一 明治初期に入り青森県誕生後、東に立鼓一(又)印野辺地町野村治三郎家、西に布嘉印五所川原町佐々木嘉太郎家と県内富豪の双璧の名をほしいままにした。野村家は野辺地湊の他船、自船を運航して積寄せ大豆並に南部鉄銅等の運送に商才をふるい財力を築きあげた。其の着実な経済的活躍振りが、金銭出入帳等に符号などを用いて記入されているなど地方豪商発展の様子が簿冊に汲みとられる。廻船業は更に造酒へ、また、地主へと発展した跡付けでもある。野村治三郎家は本家立鼓印(又)兵右衛門家の一別家である。

一 弘前津軽支藩黒石津軽家の在所陣屋の所在地黒石は津軽平野中部の要衝であった。西谷家は近江商人として住み着いた尾上町造酒西谷家の別家にして在地地主として黒石に住した。富豪柳屋松井氏よりの女婿平兵衛が呉服商として黒石豪商のトップクラスに列したのは幕末から明治初年にかけてである。以後浅瀬石村北山彦作と共に掛屋(為替方)に命ぜられ、徴税官金出納事務に従事した公簿記録が主である。猶、県林檎栽培の先駆者である平兵衛の子息である、東果園蘇蝶の彦太郎が記述した農事日記も含まれている。

五家文書年表

西	紀	菊池家	石野家	松谷家	野村家	西谷家
一七六四	(明和)					
一七七二	(安永)					
一七八二	(天明)					
一七八九	(寛政)					
一八〇一	(享和)					
一八〇四	(文化)					
一八一八	(文政)					
一八三〇	(天保)					
一八四四	(弘化)					
一八四八	(嘉永)					
一八五四	(安政)					
一八六〇	(万延)					
一八六一	(文久)					
一八六四	(元治)					
一八六五	(慶応)					
一八六八	(明治)					

内容性格分類表

家わけ	菊池家	石野家	松谷家	野村家	西谷家
宗 教	○				○
歴 史	○				
地 理	○				
政 治	○				
法 律	○				
経 済	○				
社 会	○				
民 生	○				
軍 事	◎	○			
農 林	○	◎			
水 産	○	◎			
商 業	○	○			
交 通	○		◎		
畜 産	○			○	
造 船	○				
武 道	○				
文 学	◎				
日 記		○			
業 記					○

注・この分類表はNDCを準用した

(二) 菊池家文書

菊池家は南朝の立役九州菊池の末流と言われる。同じ菊池の血縁を引くと伝えられる同姓が、津軽南部両地区にあり、武士系統の菊池、農民に転じた菊池が出来たなどといわれたりしている。下北での重な菊池は三家あり、田名部・大畑・川内とに分派している。橘善光氏の「菊池家系図考」——(うとう六五号)に依れば三家中の本家は田名部で、九州菊池の裔、初代豊後正義は九州より越中へ、更に佐渡・秋田を経て田名部に居を定め、寛永四年(一六二七)卒したという。大畑・川内の菊池は其の別家であり、また、下北各地に有力な同族各家を形成した。ここで取扱う伝承文書の菊池家もまた三代伝右衛門正次の弟として別家した、権左衛門正種(延宝五年五月十日歿)の系統である。時代に伴って権左衛門家は更に別家を生み、即ち権左衛門家系統の本家となり、伝承文書の寄贈者である現むつ市長渙治氏がその当主である。参考に青森県林業協会編「青森県林業顕彰者事績集」所収の小笠原二郎氏「菊池成章」中の「菊池家年譜」を添付させていただく。

寛政九年(一七九七)「樺山村用知行所務取立帳」によれば、菊池家知行高は享保年間六拾三石貳斗三升九合とある。此知行高は御給人としては決して低いものではない。この知行分を樺山村農民に割当て、耕作させている状態が判然として、地頭と郷民との主従関係を如実に知る貴重な文書と言い得る。「明和三年丙戌諸役割付帳並取立帳」にもその閥歴が伺える。

菊池文書の年代上限明和八年(一七七二)「田名部惣山御用日記」に六代親権左衛門正幸、明和三年歿、干時泰作二十二歳とある。青年の情熱を燃やして山廻りの職務に打込んだ心情が伝わって来る筆致。可與庵正章の雅号が裏書している。文政三年(一八二〇)七十六歳死歿迄、単なる山廻下役・山奉行等の官務だけでなく、文才

のある風雅の士でもあり、菅江真澄蝦夷地より下北奥戸へ上陸した時は寛政四年（一七九二）、成章泰作四十八歳、真澄十年下の三十八歳である。真澄が馬門関所を越えて津軽入りしたのは寛政七年（一七九五）、此間泰作との親交を重ねたのだ。だが、当館所蔵の菊池文書には其の経緯の片鱗すらも読みとる事は出来ない。該文書がいつ頃か、幾程かは散佚したことであろうか。故板谷八郎氏が泰作記述「こころの行衛」を入手、故奈良一彦氏が「うとう七十一号」にその全貌を紹介した事がある。歌集「月花集」も彼の一面を知るにき資料である。泰作の世代明和三年（文政三年の間、代官所役務を経、私家生活の緯糸を織込み、寛政九年（一七九七）（文政三年（一八二〇））死歿迄に「雑書」十一冊、「御用留」四冊を残した事となる。泰作死歿の年、即ち「文政三年雑書」は清祇となっている。

十二月六日晴 泰作去月下旬より病気の処病死

十二月七日雨 泰作去月下旬より病気の処昨夜

病死ニ付我等病氣之旨申上不参

この日乗から推し測ると清祇は泰作の直系ではなく、同族か別家の人とも推意される。

「雑書」は寛政九年より初まり、同十年・十一・十二年並びに享和元年・同二年と六ヶ年間の六冊には筆者の記名はない。享和三年より文化五年迄六ヶ年間「雑書」は欠けている。文化六年・同七年分一冊、以後文化九年分・十二年分・十三年分と文政三年・四年・七年・十年・十一年分と計九冊は清祇の署名、また、文政十二年より天保三年迄四年間分は全くなく、天保四年に清韶と筆者が交代する。此後天保六年欠、天保七年・八年・九年・十年・十一年及び十三年分は伝存、とんで弘化四年分と嘉永二年分も現存す。依って通算すれば計十冊となる。即ち、清祇は文化六年より文政十一年迄二十年間に九冊。清韶は天保四年より嘉永二年まで十七年間に十冊

を書き残した事となる。

なお、この「雜書」の他に「御用留」なる冊子十冊、但し記名なく、文化六年・七年分一冊。文化八年・九年分二冊、同十年より十三年迄分一冊、即ち、文化年中分計四冊。文政・天保・弘化の分はなく、嘉永四年・五年・六年各一冊当て、安政元年・二年分一冊。安政三年一冊。安政五年一冊。計十冊ある。即ち、この筆者名のない文化以前のものが果して泰作の筆になるや否や疑問とする所である。

しかし、また清祇、清韶を含め、よしんば泰作家以外の家の人の筆記の混入とするも、当時、公務に関りある記録は後年の場合の参考として同職などであれば書写又は借用閲覧したりする事もあり、亦養子婚姻でもあれば婚家へ持参して行く事もあり得たし、代官所などに於ては明治維新の際、有力な役人は廃棄するのを惜んで自宅に保存されて来た場合もあった。孰れにしても文書の數量から推して今日迄保存伝承された理由があつたのであらう。

菊池家年譜

年 号	西 紀	記 事	盛岡南部氏歴世
延 宝 5	1 6 7 7	1 権左衛門正種歿	31代 信 恩
元 禄 13	1 7 0 0	2 権左衛門正長歿	
宝 永 5	1 7 0 8	3 清左衛門正辰歿	32代 利 幹
延 享 1	1 7 4 4	7 泰作成章生まる	
寛 延 3	1 7 5 0	4 東太郎正喬歿	33代 利 視
宝 暦 7	1 7 5 7	5 清左衛門正清歿	34代 利 雄
明 和 3	1 7 6 6	6 権左衛門正幸歿	
寛 政 1	1 7 8 9	8 伝左衛門成容生まる	35代 利 正
文 化 7	1 8 1 0	11 権左衛門正孝生まる	36代 利 敬
〃 8	1 8 1 1	9 紋太郎生まる	
〃 9	1 8 1 2	10 多宮成義生まる	
〃 12	1 8 1 5	伝左衛門成容歿 26歳	
〃 13	1 8 1 6	紋太郎歿 5歳	
文 政 3	1 8 2 0	泰作成章、号正章歿 76歳	37代 利 用
天 保 4	1 8 3 3	多宮成義歿 21歳	38代 利 濟
〃 6	1 8 3 5	12 民太正章生まる	
〃 12	1 8 4 1	権左衛門正孝歿 31歳	
慶 応 3	1 8 6 7	13 門五郎生まる	39代 利 義
明 治 13	1 8 8 0	14 完蔵生まる	40代 利 剛
〃 14	1 8 8 1	民太正章歿 46歳	
昭 和 2	1 9 2 7	門五郎歿 60歳	
〃 30	1 9 5 5	完蔵歿 76歳	

雑書と御用留年表

年 号	雑 書	御 用 留	年 号	雑 書	御 用 留
寛政 9	○		天保 7	○ 清韶	
" 10	○		" 8	○ "	
" 11	○		" 9	○ "	
" 12	○		" 10	○ "	
享和 1	○		" 11	○ "	
" 2	○		" 12		
文化 6	} ○ 清祇 }	○	" 13	○ "	
" 7			弘化 4	○ "	
" 8		○	嘉永 1		
" 9	○ "	○	" 2	○ "	
" 10			" 3		
" 11		○	" 4		○
" 12	○ "		" 5		○
" 13	○ "		" 6		○
文政 3	○ "		安政 1	}	○
" 4	○ "		" 2		
" 7	○ "		" 3		○
" 10	○ "		" 4		
" 11	○ "		" 5		○
天保 4	○ 清韶				
" 5	○ "				

(三) 石野家文書

むつ市田名部石野家の屋号は石野屋である。初代清兵衛弘化二年（一八四五）三十九歳の働き盛りで越中より薬種行商に來り、営々三十八年間の實りを以て身代を築きあげ、明治十七年（一八八四）七十七歳で歿したそう
だ。爾來二、三代とも清兵衛を名乗り、二代清兵衛は大正四年（一九一五）六十一歳で歿した。伝存文書を寄贈
下さった雄五氏は四代目の方である。

初代清兵衛は最初から石野姓を名乗って居ったという。だが、最初は越中屋の屋号ではなかったかと思われる
ふしがある。南部藩で牧場周辺の村落に牛馬を預けて飼育させたように、彼も東通り村々農家に飼畜させては肉
用として東京方面などへ出したりしたという。そういう開化進歩的な彼の商法は、下北を象徴する木材・昆布・
鰻ノ粕等に手を出させ商圏開拓から蓄財の道へと進んだ。積石高は不明だが、文久・元治の頃には幸福丸・清寿
丸という廻船二艘を擁し、御用船にチャーターされて津軽三馬屋・函館へ廻漕したり敦賀までも航海している。
その仕込覚帳簿がこの文書中にある。明治初年から中頃にかけて、津軽南部の富豪達がともすれば鉾山に資本投
下したがった。初代も明治十年易国間輪白沢内官山の材木に触手したり、明治十二年には高梨沢鉾山の砂鉄採掘
を経営したりした。その仕込帳は、手掘り人夫の飯場での日常生活入用付込で、所謂でめん・とりの暮らしの実態
がわかるというもの。材木ではもうかつたろうが、鉄山の方は永続しなかったのではないかと思う。

文書の殆どは大福帖、金銭判取帖、万覚帳など会計帳簿類である。浜帖及び小花折昆布遣渡控帳は、海産物特
に鰻ノ粕、昆布の集荷帳簿であり、鰻は大平洋岸の外海の方が古來大豊漁であった。そして呼び名も大平洋岸の
方を外浜と言っていた。帳簿としては、初代が明治十七年歿後より大正四年二代歿迄のものが一番多い。即ち、

会 計 文 書

年 号	会計帳簿	年 号	会計帳簿
○ 初 代		明 治 31	○
安 政 2	○	〃 32	○
明 治 10	○	〃 33	○
〃 13	○	〃 34	○
〃 17	(初代歿)	〃 35	
○ 2 代		〃 36	
明 治 19	○	〃 37	
〃 20	○	〃 38	○
〃 21	○	〃 39	○
〃 22		〃 40	
〃 23	○	〃 41	
〃 24		〃 42	
〃 25		〃 43	
〃 26	○	〃 44	○
〃 27		大 正 1	
〃 28		〃 2	
〃 29		〃 3	
〃 30		〃 4 (2代歿)	
		〃 5 (3代)	○

安政二年（一八五五）より大正五年（一九一六）にいたる。初代、次代の親子二代にわたる文書といふべきであ
る。

今、それを表にすれば左の如し。

四 松谷家文書

文化九年（一八一二）の「廻船御客帳」の伝存家として名高い下北佐井湊の松谷家は、現在は旅館業を営んで居られるが、幕末までは松屋の屋号を以て問屋大宿を経営し、代々伝四郎を襲名して居った。

佐井湊が田名部通り（下北一帯のこと）※七湊の一到盛岡南部藩から指定されたのが元禄十二年（一六九九）

※他の六湊は大間・奥戸・牛滝・川内・大平・大畑、後には大間・奥戸を除き代りに脇野沢・易国間。

享保年間には産米皆無なのに佐井湊には造酒業者また、質屋家業の者も出来、享和二年（一八〇二）江戸幕府が蝦夷地直轄の上蝦夷奉行（後の箱館奉行）を設けたあと、翌三年箱館への渡海要地として佐井湊を決定した。湊としてゆるぎない足取りを確立したが、明治新政以後は次第にその色が薄らぎ、今はその往昔の生彩はない。

松屋は本陣ではなかったが、先祖伝四郎加賀より来住して以来、先般亡くなられた当主彰次（七十九歳）氏を以て十二代を数える旧家である。本文書雜篇九綴中に、文化十年（一八一三）襲名前の伝治が苗字帯刀を許されているが、何代目の人であらうか。文政十一年（一八二八）藩御用金田名部通り八百両の割当に対し、川内西屋利右衛門八〇両、田名部山本理左衛門六〇両に次ぐ松屋三二両と第三位にランクされている。下北に於ける松屋の地位が理解されよう、「佐井村誌」上巻）。明治三年（一八七〇）前後には佐井湊改所掛りをも兼ね勤めている。その為であらう、この寄贈文書の中では、明治三、四年の湊文書が主流をなして居り、上限は寛政七年、下限は明治四年の範囲なのである。

文化十年の苗字帯刀文書の他、年代順にこれを記すと、漁方仕入帳は寛政七年となっているが、前年六年度と

翌八年度迄三ヶ年分の、佐井村以西即ち磯谷・長後・牛滝等の漁師達に資本を融通し漁業に携わらせている。即ち本業問屋大宿の利潤の活用なのである。事業として手を広げているのは、雑篇九綴中の安政六年遺証文即ち奥戸山耆ヶ山千八百石材木伐出であり、文久二年には更に投資拡張、奥戸山三ヶ所角物七分六千九百七拾五石程伐出している。同じ雑篇九綴中の慶応二年惣調扣帖は、佐井湊役所の調査で、佐井湊よりの積出し物木材・水産物の輸出货量計である。これはまた佐井湊の景況経済力を判断し得る好資料といふべきであらう。

佐井湊役所が、明治三年湊改所、翌四年またもとの湊役所と名称の変更も多忙な中で、役所帳簿数冊がこの文書中にある。

「出荷物改帳」いわば移出貨物検査帳だが、その荷物を積んでいった船数——地船、他船これには越中船などの他国船も含めて大小船総計年間百七拾隻となっている。

「入荷物仮札入」これには地船津輕船等の積米船が一番多い。下北は古来米産地でない為でもある。

「入船附書」九七枚一綴は、地他船が湊へ入り、問屋大宿乃至小宿に着いて、その大小宿先から湊役所へ届出た入出船報告書である。地他船いかなる船でも荷積船はこの届出の義務があった。(前葉写真参照)正月より五月までの届入船数左の如し。

船種	数量	船種	数量	船種	数量
図合造式人乗	一四	弁財式人乗	五	弁財四人乗	四
天当式人乗	一七	桿切造式人乗	一、一	弁財五人乗	三
三羽造式人乗	二八	車械造式人乗	一、一		
漁船式人乗	三	弁財三人乗	八	計	一〇四

他に湊役所の明治三・四年分の「元払勘定帳」役所の支払帳簿と、「諸役金銭元帳」諸課税の収納帳簿があり、佐井湊の栄枯盛衰を物語る資料でもある。

(五) 野村家文書

野村家文書は、野辺地町野村治三郎家現当主用五郎氏より寄贈になった。野辺地浜中清蔵氏による系図に『初代治三郎 宝暦六年（一七五六）歿年令不明。

総本家兵右衛門家先祖治兵衛、寛永年代泉州堺より来住、天和三年（一六八三）歿という。その後、何代目からの分家か不詳。

二代治三郎 天明四年（一七八四）歿年令不明。

三代治三郎 熊之助、寛政二年（一七九〇）歿年令不明。

四代治三郎 天保四年（一八三三）歿、六十九才。

五代小四郎 天保十四年（一八四三）歿、四十四才。

六代治三郎 市三郎・市四郎・治六郎、明治三十三年（一九〇〇）歿、七十三才、貴族院議員。

七代治三郎 養子常太郎、昭和二十四年（一九四九）歿、六十九才。衆議院議員。

七代孫勉四郎氏 東京在住日本麦酒(株)会社副社長。弟用五郎氏野辺地町現住、本文書寄贈者。』

野辺地町郷土史年表によれば、延宝五年（一六七七）既に尾去沢山の銅を野辺地湊より移出しているが、本格的に真面目を發揮し出したのは、明和二年（一七六五）その山の銅産を南部藩直営と定め、野辺地湊から積出し

て大坂で精鍊し、更に長崎へ送って外国向け輸出すると確定されてからである。同じ長崎輸出俵物の集積港は大平安渡（現大湊港）が中心で、野辺地からは寧ろ安渡へ集荷せられていたが、代りに、所謂大坂行き御為登大豆の船積みは、銅と共に野辺地湊が占めていた。俄然湊は活発さを倍加し、在地商人や船宿の隆盛が目立った。

安永元年（一七七二）藩の野辺地御用金賦課十七人中に、続いて同四年問屋議定書仲間には本家兵右衛門は入っているが、別家治三郎の名は見えない。三代熊之助の治三郎寛政二年歿後、四代治三郎代になってから、何かと治三郎家の名が文書に出るようになるのである。

文書の大半は会計帳簿である。別表で示したように、帳簿の名称が変わっている。その帳簿の内容にも関るのであるが、四代治三郎代、惣勘定目録八冊（享和・文政・天保年代）。五代小四郎代、金銭出入帳九冊（天保年代）。六代治三郎代大福帳八冊（弘化・嘉永・安政年代）、金銭出入帳十二冊（安政・万延・文久・明治年代、元治・慶応一冊もなく、明治は十年迄）、惣勘定調帳十冊（主として明治二十年代）という風である。通覧して東京直買が明治二十年の帳簿に初めて見え来り、また、過上即ち利益金のみ一方で過して来たのが、不益即ち欠損の語の初めて見えるのが明治二十二年帳簿である。が、その後も過上不益とちやんぼんに出てくる。但し、帳簿全体前年度の決算書であるということである。従って、草稿ではなく清算書なのであって、現れている数字、明治二十年は前年十九年度、明治二十二年は前年二十一年度相当ということである。帳簿の内容は次の如く四分類される。

一、店勘定即ち大豆や穀物初め、上方下しの種々物資等売買取扱い。

二、造酒屋経営売買分。何時から造酒屋を初めたかは不詳であるが、五拾石の箒を許可されていた。

三、金銭貸付方。野辺地商人は勿論南部領は盛岡、八戸、下北、津軽領は隣接平内から青森、また、上方の取引大商人にも千両単位で融通まことに広範囲で、明治年代は「野村銀行」も設立した。

四、持船商売。勿論これは船頭にその荷積み乗廻しを一任するのであるが、蝦夷地・上方と手広く乗廻し収支の決済をする。年度初めに資本金として積込荷買用金を船頭に渡し、これは大金入用の時があると途中でも出す。船頭は年度末に決算書を出すのである。

持船資本は右の如くだが、貸付分は別として、店も造酒屋も予めその年の資本予算仕込金を設定し、それを基準にして収支決算をなし過上・不益を算出するのである。だから、店の分、酒屋の分とは劃然としている。これは見る方から言っても合理的に分り好いのであるが、最終決済である為に抽象に過ぎて内容理解には必ずしも容易ではない。

もう一つ難解ならしめていることは、金銭数字記入に符牒を用いていることである。野辺地商人は他家でも用いているのであるが、全国大手に商売をする商人は、その家だけ通用する独特の符牒を定めていることが一般であった。また、幕末から明治にかけて、小判も歩朱金銀も穴あき文銭も、各種多様で恐しく複雑になって居り、専門家の手を煩わさぬと理解出来難くなっている。明治新政府がこの貨幣の抜本改革を遂げ、しかも十進法に定めたことは、これだけで維新メリット満点というところ。幸い、先年、茨城流通経済大学教授林玲子先生が来館されて調査をし、且つ林先生の恩師田谷博吉先生の御教導により、十分とは言えぬが手懸りを得た。

符号 天(万位) 大(千位) 口(百位) 生(十位)
数字 ユ(一) ト(二) ム(三) キ(四) ノ(五) カ(六) タ(七) ヒ(八)

ラ(う?) (九) ○(〇)

但し、これは明治及びそれに近い年代のことで、少し遡ると、ヨ・の等、別な数字符号が現れて来て、右の解説では合わないことになる。どうも、明治以前は別であつたらしい。一文銅銭の銭種についても、その一端は

・鋳銭のように記してある鋳は、鑿即ちビタのあまりにくずし過ぎた形。

・通用は寛永通宝鉄一文銭

・百銭は天保当百銭

・六文、文銭は寛永通宝銅一文銭

・八文、文久は文久永宝銅四文銭

等々で、光銭に四文と六文とあるが、田谷教授が、光銭の名称は、教授お持ちの資料にも出てないものだという。大岡長兵衛「多志奈美草」にもこの銭の名称が出てくるのである。天保百銭は枚と勘定しているが、他は駄で数え、十貫駄、十二貫五百駄、十五貫駄等々また、その駄にも大小様々であった。「天保十二年金銭出入帳」に、ツカル五百三十式駄とある。ツカルでは銭貨銅鉄でも鑄銭したことはなく、これは藩札のことであった。

合船は高田屋嘉兵衛と協力し野辺地浜町でも文化・文政の頃にも行った。野村家の船もここで進水したのもあったであろう。文書に出てくる寛永九年合船は名称がなく、文書末に此年極月二日、松前あらや村にて難破百拾八両余損害の由見えている。他は船名はあるが積石高がない。浜中清蔵氏調査によると、

大神丸 一三〇〇石 神通丸 一五〇〇石

天神丸 一〇〇〇石 正徳丸 八〇〇石

他に合船文書が残っていないが、計十艘は数え得るようである。中にも神通丸は豪華で、大坂神戸でも入船すると評判であったという。

野村家盛岡参府の折は、途中持ち地のない所はないと言われた程の田畑・山林等も持っていた。その一部を窺わせるものに、明治四十二年「平内年貢帳」及び明治三十二年「米穀受払帳」がある。これらによると、藩政中はどの位の反別を所持していたのか不明だが、夏泊半島の浅所・茂浦以北・土屋等を除いて、他は平内全域野村家の持地のない部落はなかった。従って小作をさせその執務係りもあつたらしい風に見える。田畑反別五七町一反二畝を各部落計八十一人に小作させていた。此処の用語は年貢は租税でなくて、小作米の意味に使われている。

時 代 別 帳 簿

代 年 号					代 年 号				
寛政 九					天保 四				
合船（船名不明）（四〇才治三郎、三三才治六）					①金銭出入帳（六九才治三郎死、小四郎三四才継）				
寛政 九	享和 元	文政 七	文政 八	天保 元	天保 五	天保 六	天保 七	天保 八	天保 九
1 惣勘定目録（三九才治六）	2 同	3 惣勘定目録（六〇才治三郎、二五才小四郎）	4 太神丸合船	5 同	②同（三五才小四郎、七才市三郎）	●金銭出入帳（三六才小四郎、八才市三郎）	④金銭出納帳	⑤同	⑥金銭出入帳
（六六才治三郎、上京小四郎）					（三九才小四郎、一一才市三郎）				
天保 元					天保 元				
8 同					③金銭出入帳				
7 同					④金銭出納帳				
6 同					⑤同				
5 同					⑥金銭出入帳				
4 同					⑦金銭出納帳				
3 惣勘定目録（六二才治三郎、二七才小四郎）					⑧同				
2 同					⑨同				
1 惣勘定目録（三九才治六）					⑩同				
寛政 九					天保 元				
享和 元					天保 元				
文政 七					天保 元				
文政 八					天保 元				
天保 元					天保 元				

(郎六治・郎四市・郎三市)													郎三治代六			郎四小代五			代			
萬延													安政			嘉永			弘化			年
元六五四三													二元六五四三二			元四三二			元二			号
⑩同													⑧同			⑦同			會計帳並合船			
⑨金錢出入帳													⑧金錢出入帳			⑦同						
⑧金錢出入帳													⑦同			⑥同						
⑦同													⑥同			⑤同						
⑥同													⑤同			④同						
⑤同													④同			③同			會計帳並合船			
④同													③同			②同						
③同													②同			①同						
②同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						
①同													①同			①同			會計帳並合船			
①同													①同			①同						
①同													①同			①同						

(六) 西谷家文書

西谷家文書の中に「日記」(嘉永元年・一八四八——安政四年七月廿日一八五七)三冊がある。筆者は初代平兵衛で尾上西谷家から別家して黒石へ移った。呉服商を営んで、安政元年今の屋号を定め、安政四年に柳屋松井七兵衛四男を娘せい子の女婿として迎え、同年九月十二日五拾貳歳で世を去った。所がその女婿の人が文久二年四月二日貳拾貳歳を以て早世されたので、その人の弟即ち七兵衛五男卯八郎が更に女婿として迎えられた。襲名平兵衛(弘化二年・一八四五——大正十二年・一九二三、七拾八歳)黒石富商のトップといわれ、明治十二年より四十三年間の町会議員生活を送り、且つ黒石の大久保彦左衛門の異名をほしきままにした。(東興日報社「青森県人名大事典」)

「貢米請取清帳」小野組黒石米方の一冊がある。明治七年のもので、扱人は平兵衛である。黒石地区第二大区各小区的貢米計であるが、七月のものである。小野善助組が県出納為替方を委託され、その業務を開始したのが前年三月で、年貢米石代金収支も任されたのが七年に入って正月中のこと。しかし、永續させず、年末には破産してしまつたから、石代金等スムーズには必ずしも行われたといわれない。勢い小野組等の為替方に肩替りして、公金取扱いの資格を賦与される機運になつていたと見て好いだろう。「公金納係」の名で平兵衛が、「明治八年分第二大区各小区^{地租金}区入費^{租金}請取帳」にみる公金扱い、「明治九年一月判御用方金錢関係内差引帳」には士族金融扱いもあり、明治九年・十年の「御預金受払帳」二冊は矢張り徴税収納預りと続き、正式に公金扱方「掛屋」に任命されたのが明治十一年末でもあろうか。

明治十二年「調及諸要書綴」中に、同年(一八七九)一月五日南津軽郡長唐牛桃里宛、浅瀬石村北山彦作と共

に、「掛屋」に任命され、公金出納年間十四万円割平均一万円内外の預り高になる故、その一万円相当の抵当設定文書がある。「掛屋」の名称は既に元禄の頃にはあり、幕府諸大名また武士の金融機関であったし、津軽藩などの用達も同様であった。

明治新政府が、個人金融の掛屋より、会社組織相当の「組」に金融を委託したのは半歩前進というべきだろうが、前述小野組の倒産に会って、明治九年に入り三井組に県では肩替りして貰ったが、県全般に行届く資力の運用は難しかった。県人自力による金融機関の要望強く起り、有志合同資本による民間組織として、明治八年弘前に明八会社を起したが明治十年にはもう衰微の状況であった。ここに個人の資力を頼ることになり、青森では伊東善五郎など、重要地域ごとに「掛屋」が任命されたのであった。だが、明治十二年も押し詰って十二月末漸く第五十九銀行が弘前に設立をみ、その他の中央銀行の進出初め、県内金融機関の整備につれて、地域掛屋の資力では限界が見え透いているので、次第に銀行の公金運用に傾き、明治十七八年迄には掛屋の姿が消えたのではあるまいか。西谷家掛屋文書は、主として明治十二年より同十八年迄で終る。ただ、掛屋解除の年月日は文書中に明記を欠くのである。

目録には現わさなかったが例えば「地方税預り金日計簿」の如き、掛屋西屋平兵衛・扱人盛久兵衛と執務者の記名の他に、甲号、乙号と朱書しているのがある。これは、県内総反別地価決定が明治九年に完成し、地方税規則を明治十一年七月布告。そして、地課金の収納期見込みを左の如く布達した、その甲号、乙号の事なのである。即ち

甲号 第一期 納額十分の二 八月（以下略）

乙号 第一期 納額六分の一 八月廿五日（以下略）

丙号 第一期 納額十分の二 九月（以下略）

（「青森県議会議史」第一卷）

他に、細字を以て克明に書き留めている二冊のメモ帳がある。

「備忘録」明治廿九年九月一日より三十一年末まで。

「参考録」明治三十二年元旦より三十四年四月十七日。細字で以て毎日の天候と温度、時折り事件などちょっぴり記す。この二冊は平兵衛本人の筆か、子息彦太郎の手記かはっきりしない。

「園芸日記」明治廿四年三月廿一日より書初め十一月晦日迄（表紙には自二月とあり）。更に卷末明治廿六年四月十六日より七月三十一日迄。筆者蘇蝶は平兵衛長子彦太郎（慶応三年一八六七——昭和廿三年一九四八）のこと。

「明治廿四年七月十二日昨日弘前へ参り菊池楯衛方へ尋行き雨中に不拘二時間計り談話」

とある如く県林檎先覚者菊池楯衛に私淑、第一、二、三東果園蘇蝶と名付け林檎園経営、袋かけ技術、「旭」新種導入、ボルドー液試散布、ウラジオ移出等々林檎の功績数えるにいとまなく、また、その子順一郎（明治廿四年一八九一——昭和卅六年一九六一）もりんご功績県褒賞者、「実地経営苹果栽培講義」の著者でもある。（東奥日報社「青森県人名大事典」）そのまた子は、文書を寄贈下さった当主獣医一衛氏である。

「雑書御用留」及び「諸願伺控」十八通並びに「諸道免許状」九通は、西谷家のものでなく、津軽藩士栗原氏と高松氏等に関連するもの許りである。恐らく、西谷家縁類に当る人々のであらう。

掛屋關係文書年代表

明治	判取帳		
六	貢米請取清帳		
七	第二大区地租金請取帳 各小区入費		
八	御用金錢關係差引帳	第五六小区受取 地租課金上納差引簿	
九		同 御預金受払簿	諸税金御預上納帳
一〇		同	同
一一	區費金預ケ帳	同 同	同
一二	調及諸要綴書	同 同	同 現金受払簿
一三	中郡延代金請払帳	同 無尽和合講受払帳	同 同 御預金請払日計簿
一四	戸籍用係給料渡簿	同	同 同 同
一五	同	同	同 同
一六	同	同	
一七		同	
一八		同	

同 一八	同 一七	同 一六	同 一五	同 一四	同 一三	同 一二	同 一一	同 一〇	同 九	同 八	同 七	明治 六
			同	同	同	同	払金日計簿					
			同	同	同	地方税貸下金 判本 取納帳						
			同	同	同	金銀預け受取帳旧大小区仮払復金預け通 貸上納金預け通	経費予算金預け通					

[illegible]

七

各家文書目錄

菊池家文書

1 知行所務取立帳 樺山村用

寛政九年巳五月 一六四丁 一冊
 ※樺山村検地打出高六拾三石余、作人拾九人分貢納
 所務取立寛、寛政拾年より天保三年迄の記録

3 街道 三冊

(6) 文久三年御帳調下控 牛馬役処 一冊
 亥四月
 ※弘牛四月より八月迄の分

(1) 東清牛滝領より白糖七戸 寛政五年丑八月 一冊
 御境迄山林川道橋古人調帳 一二三丁

※海岸深淺難所等並各村古人名調

(2) 田名部通御代官所野辺地境川より 天保十三年 一冊
 大畑赤岩崎並田名部町より東通 九月

七戸小境迄道記書上帳 一八丁
 ※右一里塚並一里杭・御陣屋大砲場等覚

2 畜産 六冊

(1) 田名部通御代官所御蔵給処 安政六年未七月 一冊
 当出生駒当蔵御改書上帳 一八丁

※駒貳百九拾三疋分

附 出生駄 駄貳百九拾三疋分 一七丁

出生男女牛 三百三拾四疋分 一〇丁

(2) 馬喰弘駒寛 万延元年 一冊
 二八丁

※閏三月より九月迄、附 牛弘方寛

(3) 牛馬調覚 文久元年 一冊
 三丁

※馬三千七拾五疋・牛貳千六疋の覚

(4) 牛馬金高寛 年号不詳 九月 一冊
 四丁

※ノ高貳拾六貫四百七拾老文

(5) 文久二年戌年御帳調控 十月 一冊
 一二丁

弘牛馬・死牛馬調書上

4 月花集草稿 成章

一〇丁 一冊

※菊池家七代泰作成章(又号正章)の歌集草稿、
 歌作年月日は不詳であるが約二百四十首程であり
 内容は古今集の部立分けにしている。 即ち

春の部一〇二首、恋の部 三十二首等
 寛政文化頃の作であらう。

5 御用留 十冊

(1) 御用留 文化六年巳八月、 九二丁 一冊
 文化七年午十二月

※文化六年八月十三日 山奉行御免、下役任命の日より書初む。六年十一月岩屋婆部両村境論立あり

(2) 御用留 文化八年未正月より十二月 三六丁 一冊

※文化八年五月二日 川内五郎治異国船に被捕

留守家内手当十兩拝領す

・二月八日 奥戸大火七拾五軒焼失

・五月廿七日 昆布御定式二石、外ヶ浜千石のところ外ヶ浜三百石に仕度き減石願呈出す

(3) 御用留 文化九年申正月より十二月 四〇丁 一冊

※正月 越後敦賀道川純藏の事

・二月 正一位稱荷の位勝手に使用を禁ず

・十月 大畑川内五カ山伐採入札

・十一月 館と唱え候処の書上呈出

(4) 御用留 文化十三年酉正月より八月廿五日文化十一年

四月六日、文化十三年五月廿三日より閏八月

十一日 二二丁 一冊

※文化十年正月十三日 ヲロシヤ船捕虜川内の五郎

治につき幕府より照会有り「川内村百姓佐

助俸泉龍寺の旦那に相違なきや」と。

正月六日 修験道を廃止し、神祇道を信仰

せよとの南部藩よりの通達

(5) 御用留 嘉永四年辛亥正月 三四丁 一冊

※一葉のみ記載有り

(6) 御用留 嘉永五年壬子正月 二二丁 一冊

※元旦のみの記事

(7) 御用留 嘉永六年正月 一四丁 一冊

※末尾に五十歳の春に相成りとの記入有り

(8) 御用留 嘉永七年正月より七月二日 三三丁 一冊

嘉永八年正月

※藩主参勤上京につき賃上金 九月

二五〇兩 山本理左衛門・松村藤次郎

五〇兩 佐賀伊四郎 三〇兩 西田良助

七〇兩 野口又吉

三月 大畑新調大砲取付

(9) 御用留 安政三年正月より二月七日 二三丁 一冊

※二月七日 山本理左衛門箱館御陣屋

御用達任命

(10) 御用留 安政五年戊午正月 九二丁 一冊

同 年十二月十三日

※正月 箱館陣屋普請大工の件

ガラス卯年より明年迄三ヶ年仕入製造の

処御止被成候之旨達有り

・二月十九日 大人病死、嫡子八十八は三十六才

跡式有り

・四月十五日 田屋村出火焼失

6 軍 役 四冊

(1) 警備日誌 享和元年九月より十二月 三四丁 一冊

※伊能忠敬測量記録十八ヶ所有り

享和元年十月 五日雨、天文方高橋作左衛門弟

子伊能勘解由測量為御用松前迄罷通候付取扱之義廻状を以申遣、然所仙台領村放之者より大槌村役之者江申来候ハ右解ケ由沙汰ニて測量いたし候、一村の高並人数家数等書上候段為知申来候付決て書上申候間敷強て申聞候ハハ城下役人江申遣候間御猶予被下候様可申達触相出

・十月六日 晴 公義天文方高橋作左衛門弟子伊能勘解由此度伊豆相模武藏安房上総下総常陸陸奥国海辺陸地測量為御用被差遣候旨江戸にて御沙汰有之、此節御馳御代官所江仙台領より繰越し右勘解由取扱御小人目付位之取扱可致旨去ル廿七日付廻状藤田武左衛門より申来る

・十月八日 陰雨 伊能勘解由測量為御用海辺大畑迄罷越候間長持老棹駕籠老丁五人本馬三疋輕尻老人御定目賃錢受取無滞差出候、泊所ハ其節通達可致旨申来、右先触去ル朔日歟ケ崎出田屋村より相達候付直ニ小田野沢江書状相添候て浦々為相廻候様候断名代等参右ニ申達

・十月九日 晴 伊能勘解由罷越候付治部左衛門佐藏鰯船役御用旁被仰付明日遣候事

・十月十一日 雨 勘解由通行之次第人足之錢野

田より五戸へ為知来順達七戸より申来、依之御同心勇八道中を鎮方申付老本差ニて遣附方宿等世話方柳町与左衛門・横町金右衛門今日呼上委申含立遣

・十月十二日 陰寒雪降 明日一里相立候付勘解由東通被通候付向々之振合ニ御同心町之者一昨日遣候旨兼右衛門江為知遣

・十月十三日 雪 七戸下役中より十日申ノ刻付ニて伊能勘解由取扱向々より為知来候、振合ニ御給人老人町家之者兩人遣候旨為知来候、返事相立

・十月十八日 晴 勘解由十六日泊より小田野沢泊、十七日尻屋泊、今日大畑止宿之旨追々触来候旨關根より申出

・十月十九日 朝雨曇 勘解由今日易國間夫より佐井江罷越同所より野辺地江罷歸、家来牛籠越通江可罷越之趣相問得西通江取扱心得方申遣

・十月廿二日 晴陰雪 勘解由家家来兩人牛籠越九般泊夫より繩張罷通候間通達次第人夫老兩人差遣給候様 目付なし 佐井より野辺地迄之宛ニて今朝關根より相達候由候断申出、右文面西通江相廻候趣故本紙ハ野辺地江遣亨西通江遣・異國間より測量方十九日御泊御附代上百五十文・御弟子衆三人三百七拾二文、家来百文、昼上下にて六拾七人木錢廿五文、

七百貳拾文相弘候旨廿日付訴出・勘解由明日
田名部泊之向触六ツ過相達

・十月廿三日 雪 勘解由九ツ頃到着之旨申出、

勘解由旅宿江忍ニ罷越測量道具見ル

・十月廿四日 雪 同人今日逗留

・十月廿五日 陰 勘解由今朝出立・検断罷越勘
解由手附平山左右(宗)平脇野沢今日出立川

内泊、廿七日此元泊、向触夜中相達

・十月廿七日 晴 勘解由去ル廿五日出立、野辺
地江移候旨訴遣

・十月廿九日 晴 伊能勘解由海辺通行取扱向々
より申来候様御用処江相伺候処御当用之由ニ

て金子九郎右衛門江懸合尚又藤田武左衛門手
届候旨申聞候由廿二日付申

・十一月六日 雪 野辺地江御用意看村方よりの
願書盛岡江差遣候旨為知来此度勘解由於籠ニ

て罷通候得共御小人目付同様取扱御沙汰ニ付
是賄代被下度旨願出候間被下置度旨願出候付

問合来此方にてハ不申上旨及返書

右記事の外蝦夷地警衛記録も併載す

寛政五年以来御渡 文政二年 一五丁 一冊

被成候御武器書上帳 卯五月

※北地警備並船舶備付の為の鉄砲・彈丸・弓矢・
火藥火縄・鞆・陣笠・法被等の明細並に具足・
陣具等の員数下附年月日の書上控、末尾に「卯

(3) 大畑出張御人数 弘化五年二月 八丁 一冊
立分面附帳

※海岸警備派遣の人数氏名帳であり、三月十日・
十三日・十六日・十八日の一番立より四番立の
面附帳 遠野・宮古・飯岡・厨川・磐石・花
輪・毛馬内等各通の被並庶人を多数警衛に起用

(4) 警備通知の覚書 天保五年・嘉永六年 五丁 一冊

※天保五年大畑村出張百人差立指令並嘉永六年迄
の北地御用掛役よりの指令により出立せる職分
氏名の覚控書

7 群書拾唾 (一) 嘉永四年亥二月より 二二丁 一冊

※記録年次は宝曆十三年頃より文久三年迄であ
り、俸禄・村割銭・村名・軒数並検断・宿老の任
免月日、文化文政時の山守古例等を列記した覚雑
書である。左の如き項目が記載されている

(イ) 下役御役料御物書手当

(ロ) 遠見番所並大砲打方人数

(ハ) 御鷹銭鳥銭

(ニ) 山林木材牛馬役並山守

(ホ) 神事修驗触願等

(ヘ) 検断肝入への覚

群書拾唾 (二) 文久二年戊八月 五九丁 一冊

※前同様年次は宝曆より文久三年迄の留書雜事であ

り即ち牛馬役名面の外ヶ浜昆布棹御廻状、修驗宝

鏡院・大宝院・龍然院・任免等の抄録左に

・明和三年九月 沼宮内左四郎 福岡安ヶ平孫四

郎 三戸石井弥之助 五戸鳥谷部伊平治 同

米田山左衛門 七戸米田要右衛門 同西野八

十八 野辺地上野兵衛 田名部 中嶋伊久

右衛門 右之通牛馬役名面留ニあり

・文久三年戊四月廿五日 大行院 触頭 被仰付候

由、宝鏡院病氣に付願之通被仰付御免

・安政七年閏三月十日 城ヶ沢御百姓家三ヶ二通

焼ニ付同十一日より廿五日迄其期間御用状並

夫伝馬安渡より角違迄通し

8 俸禄給与 十一冊

(1) 天保十年御給人御役医 五丁 一冊

夏暮御切符預切手渡方請印帳

※御切符の三ヶ二正金渡積之処更に三ヶ二の内巻歩

六厘分之預切手を正金渡に致し候請印帳 計十三

名分

(2) 天保十年御切符金之内借覚 七丁 一冊

※貸付人数二十一名分

(3) 天保十一年御給人御役医御与力

夏暮御切符金並御薬種代共外 五丁 一冊

御役料御手当渡帳

※十二月廿六日渡 二十八人分

(4) 同 天保十二年十二月 八丁 一冊

※十二月 三十五名分

(5) 御物成金御切符金並御薬種 八丁 一冊

代御役料御手当御渡帳

※十二月 三十三人分

(6) 天保十三年御切符金差引帳 十二月 七丁 一冊

※十二月廿七日 十四人分

(7) 天保十四年御切符並御薬種代 八丁 一冊

御役料御手当御渡帳

※十二月 四十人分

(8) 天保十五年 右同 八丁 一冊

※十二月 四十二名分

(9) 天保十一年・十二年・十三年 三丁 一冊

御切符三ヶ一切手之内金式拾

八両割合渡帳

※天保十五年二月八日 相渡済 十七人分

(10) 御切符金渡方覚 年号不詳 三丁 一冊

※十八名分

(11) 未暮御切符金渡方差引覚 年号不詳 四丁 一冊

※但し四帳の内二枚残欠有り

9 上 納 六冊

- (1) 丙戌諸役取立帳 明和三年允陽 一四丁 一冊
 ※樺山村諸役上納取立覚 同五年九年の記載もあり
- (2) 明和五年年賞諸役割付帳 一三丁 一冊
 ※明和六年より安永六年迄の記載有り
- (3) 田名部通去亥年迄 文化十三年四月 五丁 一冊
 諸渡方預金書上帳控
 ※亥の年は文化十二年

- (4) 田名部通去亥年迄諸 文化十三年 四丁 一冊
 渡方預金書上帳控
 ※エトロフ行吉祥丸廻船運賃並手当等の記録
- (5) 別段帳付之内拝借覚 年号不明 八丁 一冊
 ※田名部代官所役人拝借金覚

- (6) 不時御用錢帳 文政元年 四九丁 一冊
 ※代官所使用品目 繩蓆・御用紙・遠使御同心
 ・油蠟燭・諸品繕・普請の支出覚

10 上 納 四冊

- (7) 不時御用錢並別段 文政元年十二月 四九丁 一冊
 錢請払仕切帳
 ※附、御定役串貝・串海鼠・御菓子昆布・御役塩・
 海苔・ふのり・枕飯上納物・御役椎茸・薪・垣柴

・雪簾等の書上

- (8) 不時御用錢支払覚 文政二年正月 七〇丁 一冊
 ※日常使用品受払控
- (9) 諸預本覚 文政三年十月 六丁 一冊
 ※諸内貸分金額控
- (10) 諸未進並内借取立帳 年号不詳 六丁 一冊

11 上 納 二冊

- (11) 御下金御振向上納差控帳 天保十歳 九一丁 一冊
 ※天保十年より同十三年迄の間
- (12) 諸役錢払口帳 年号不詳 五七丁 一冊
 ※収入覚並支払等即ち米粟・酒・附届・油・薪・到
 来物並貸方付帳

12 勘 定 帳 四冊

- (1) 諸品完建帳 明治三年午五月 三九丁 一冊
- (2) 金錢請払帳 明治四年五月 五一丁 一冊
- (3) 諸品買入帳 明治四年正月 一八丁 一冊
- (4) 万附込覚帳 明治五年正月 四九丁 一冊
 ※各帳裏表紙に家号一八並肥後屋 浜田屋常五郎
 などの記名あり

13 菊池民太関係資料

六冊綴込台本

一冊

(1) 養川牧牛場関係記録 二十点

※明治三年菊池民太並同志経営の養川牧場に関する記録、同氏経営事業関係文書―牧場、煉化石瓦製造、硝子砂試掘願、坑区願、海苔養殖資金借入、大間奥戸馬貸付年賦払控
明治初期に於ける下北地方の殖産への熱意が覗われる資料である。

(2) 大間奥戸両牧馬貸付並年賦払人別記 明治 八丁

(3) 漁業税免除申請書 明治三十六年十二月 十二丁

(4) (イ)官有地払下貸下願書 明治廿四年十二月 (ロ)部分林植栽願書 同 三十一年十一月 (ハ)山守被仰付度建白書 同 六年四月

※(イ)は田名部御料地を明治廿五年〜四四年迄廿年間
の拝借願 請願人玉谷専右衛門、斎藤佐五右衛門
外十六名

(ロ)は田名部鶴沢松二千本二官八民の法にて植栽願
請願は玉谷三右衛門外十五名
(ハ)は田名部菊池弥左衛門松山制度改革献言

(5) (イ)下北郡田名部村御料地 明治三十一年二月 引戻申請書

※玉谷三右衛門、山田孫兵衛外十四名の連名
(ロ)恐山境内林上地引戻申請書 明治三十三年

※明治五年恐山境内外森林八十一丁歩を上地命ぜられしを取戻の請願、請願人円通寺住職熊谷全忠である。

(6) 牧場開設手続 明治十一年十月

※三戸郡五戸村鈴木伊太郎の三戸郡共有牛牧場開設資金借下手続書

14 長屋出銭留 天明二年寅九月 四二丁 一冊

※「卯年凶作一統困窮に付屋賃定の外用揃、依て取立不用」など即ち天明二年〜享和二年の間の長屋普請取付等の出入銭帳であり、店子一ヶ月分三百文の店賃と有るなど庶民資料としても面白い。

15 年賀状案詞 安政二年卯正月 一二丁 一冊

※表書に七代清韶代ノ四番とあり、これ以前のは欠番である、賀状の案文であり、それぞれ身分に応じての文章形式と宛名等の心覚え、藩家老から朋輩知己百数十名の名の中に新渡戸伝・十次郎、上山守古等の名もみられる。

16 (1)北通行金銭貸借手控

文久二年九月 一〇丁 一冊

(2) 大豆真木下調手控帳

文久三年九月 一〇丁 一冊

17 御山御用留

九冊

(1) 御山御用留 享和二年十一月 九丁 一冊

※同十一月〜十二月廿九日迄山奉行日記

(2) 御仕法山石教御札金積 享和二年 五八丁 一冊

※但し本文は寛政十年午正月より文化八年迄の運
上山御札金見積書

(3) 御山八ヶ年割上控 享和三年 七丁 一冊

※享和三年〜文化六年迄の年割記録

(4) 田名部通松御山米卯年 文化三年一月 一二丁 一冊

秋御触山目論見並惣山
七ヶ年中割合之書上帳

※文化四年〜同十一年迄の御触山目論書

(5) 御用留 文化四年 八九丁 一冊

※文化四年・五年・六年三ヶ年分

・文化四年五月五日 三年九月カラフト番所ヘゲ
コクと申し船来襲し、番所焼払え事件、当時安
渡鍛冶運次郎騒擾見届帰郷報告等

・文化五年三月廿八日 此度津輕地江烽火台設置
の為野火等焚かざる様松前奉行より申来る

(6) 御山御用留 文政四年巳正月 一八九丁 一冊

※享和三年〜文政十一年迄の記録であり、遺証文

・仮証文等並勘定所等の令違杯の記事有り

(7) 田名部通松惣御山当酉年より 文政八年六月 一六丁 一冊

辰年迄八ヶ年中

御触山年割書上帳

※文政八年〜天保三年迄の書上

(8) 田名部通松山御運 文久二年十一月 六丁 一冊

上山落札書抜帳

(9) 木材流失吟味寛 年号不明十二月 三丁 一冊

※大畑山師伝治和取の桃平山材木流失吟味書

18 差出文書範例集

安政二年正月 四八丁

一冊

19 領主

三冊

(1) 田名部御宿割 文化二年八月 二五丁 一冊

※南部利敬御通行巡検宿割

(2) 巡検村々心得寛 文化二年 五丁 一冊

少将様先月三日御参内

被為拜龍顔 天盃御頂戴 文久三年十二月 二四丁 一冊

被遊候恐悅惣名代坂井平

八郎路用割合帳

※一人当り三百三拾文、六拾六人の割合

20 領 知 五冊

(1) 白糠七戸泊村境一件 文化七年 五丁 一冊

※田名部代官所支配白糠と七戸代官所支配泊村境につきての論立

(2) 岩屋・尻屋 文久二年四月 一七丁 一冊

尻屋一件下案

※菊池八十八下書

(3) 撫野沢御山一件控 文政三年十月 一丁 三冊

※七戸代官所支配明神沢山と撫野沢山境論についての菊池丹左衛門の覚控

21 仙石左京亮騒動一件

天保七年四月 一〇丁 一冊

※菊池紋之助正孝の写本

22 諸品注文書控 寛政元年十月 十八丁 一冊

※古今和歌集 式部、詞花集、金葉集、長明日記、宇治拾遺等の書名記載有り 年次は寛政元年〜寛政十年迄の記述

23 証 文 三枚

(1) 取立候新林之事 元禄五年六月九日 一札

※菊池権左衛門知行所内樺山村近辺に住民十郎右衛門・甚左衛門・兵助・九兵衛連名にての新林仕立

証文

(2) 証文之事 寛政四年十月廿九日 一札

※山本与左衛門の土地境界不分明につき女館村中組頭・年寄等連署による堺確定念書である。

(3) 一札之事 寛政五年十一月十六日 一札

※前証文(2)に付て女館村惣百姓保護するとの約定書

24 諸用留帳 寛政八年正月 八〇丁 老冊

※寛政七年〜文政五年迄、但し天明其他の記事有り、諸雑用留書

・寛政七年十一月五日 式両式歩耆メ文 黒柄

脇指耆腰調代、三兩七百五拾文 大小相調

右ハ渋谷庄右衛門望候ニ付三兩にして譲之

・寛政八年八月 釈迦如来老体 代耆兩三匁

右ハ辰八月京都江注文指下 和歌山吉六世話にて

差下

25 祝儀到来覚 寛政三年〜文政十二年 二九丁 一冊

※寛政八年四月廿一日 おきそ御祝儀到来覚

・同十二年正月 おそよ御祝儀到来留等の記事

に依り子誕生祝等

・文政十二年三月廿三日 柳町より出火、本町明神

町焼失見舞控も含まれている。

26 宗門改 文久三年二月 五丁 一冊

※菊池鎮関村（現三戸郡田子町）洞門寺檀家氏名等の宗門帳である。

27 田名部海道出入物 寛政六年九月 七〇丁 一冊

御定書写

※出材木御役附御定目（元禄十四年正月十九日）諸材木石目積定目（元禄七年三月廿一日）自他船着岸御役付定目（元禄七年）魚類海草類御役銭定（享保十三年正月）等の御定目書

28 田名部通惣山 明和八年正月 一七二丁 一冊

御用日記

※明和八年正月十一日〜同年九月一日迄の記載裏表紙に可興庵の号有り
・同年三月十七日 晴辰刻出足
今戌下刻大畑之内南町助治と申者より出火有之御用物共取仕舞袖頭之者江急度相渡夫より火元江早速駆付何卒同町にて相鎮申度（中間略）大火ニ成家式拾三軒宛潰候得共大町不残焼失、正教寺老ヶ寺焼失本町ハ相残一向寺にて鎮る……

の記事有り

29 万附込覚帳 五冊

- (1) 万附込覚帳 弘化四歳正月 一四八丁 一冊
 - (2) 同 嘉永年号不明 六五丁 一冊
 - (3) 同 安政三年正月 五七丁 一冊
 - (4) 同 安政四年正月 一四八丁 一冊
 - (5) 同 慶応二年正月 六四丁 一冊
- ※右五冊は取支明細帳である

30 雑書 拾冊

- (1) 雑書 寛政九年九月〜十二月末 三五丁 一冊
- ※九年十月十二日 松前城下に当り六日夜中より朝五ツ時迄火之出相見得候由、川内船ウテツにて潤懸見候由、権七承り帰り昨夜申聞候
- ・同年九月廿四日 出船御定目
- ・同年十二月廿日 法泉寺富札貳百枚来る
- (2) 同 寛政十戌年正月〜十二月廿九日 六九丁 一冊
- ※同年正月二日 御触山三十ヶ山見込六万貳千石前金千石七兩積極まる。
- ・同年正月七日 東通鹿狩

- ・同年四月十五日 岩屋村出火、拾八軒中一軒残る
- ・同年七月廿六日 津軽大坂買米船佐井沖にて沈没
- ・同年十月十八日 近藤重蔵蝦夷地より佐井到着

(3) 同 寛政十一年正月〜十二月末 五〇丁 一冊

- ※同年二月十日 東禪寺富札六千五百組内田名部通八百組割当

- ・同年二月廿五日 長後鉛山八ヶ年間、年五拾五両上納願の通被仰付
- ・同年三月廿一日 烏賊不漁につき役納御免願
- ・同年二月十九日 公儀役人一行百人來たる
- ・同年八月廿日 大畑にて南部藩合船

(4) 同 寛政十二年正月〜十二月 一〇三丁 一冊

- ※同年正月八日 円通寺和尚遷化、後住大安寺幡庵に決す

- ・同年二月廿二日 大畑鍛冶棟梁六之助外六名廿一ヶ年雇傭契約なる
- ・同年三月九日 公儀役人村上嶋之丞外十六名通行
- ・同年四月廿四日 川台烏沢立山境論立
- ・同年三月廿六日 公儀御用錢七千五百両輸送の為函館へ出帆

- ・同年八月 公儀船神風丸破船
- ・同年十二月晦日 松前渡海切手割符定申触

(5) 同 (享和改元) 寛政十三年正月〜十二月 八七丁 一冊

- ※寛政十三年三月三日 享和改元奉書到來

- ・同年正月廿八日 クナシリへ勤番所並板倉築造材木切込

- ・同年三月十二日 石川左近將監羽太庄左衛門

- ・渡海 同廿八日 川内桂沢山火事

- ・同年四月廿五日 近藤重蔵佐井入津

- ・同年七月二日 二斗入並一斗五升入胴臼計十二個ムクチへ發送

(6) 同 享和二年正月十二月 三七丁 一冊

- ※同年二月三日 山本理左衛門宅にて天神様九百年忌千句興行

- ・同年同月廿五日 額奉納

- ・同年三月十九日 九ツ時川内町出火、総焼失家數百二十軒・寺庵三ヶ寺

- ・同年七月一日 川内町洪水

(7) 同 文化六年十二月廿五日〜十二月末迄 一二九丁 一冊

- 文化七年正月〜十二月末迄

- ※文化六年十二月廿五日 著者清祇御物書本役被仰付

- ・文化七年正月廿三日 蝦夷地行みそ仕込

- ・同年二月七日 田名部・大畑通坪數調書上

- ・同年三月十八日 無極印材木取上入札

- ・同年三月廿七日 北地産物並アツシ使用禁す

- ・同年四月十四日 御備頭下田將監エトロフ迄廻嶋

- ・同年七月廿五日 エトロフ嶋にて異國人十九人捕

- 押え、公儀船吉祥丸船頭大畑菊池弥左衛門報告、

同日兵庫高田屋嘉兵衛平船昌徳丸白糠浜にて破船
之由報告

(8) 同 文化九年正月〜十二月 七十三 一冊

- ※同年正月十日 越前敦賀道川純蔵之事
- ・同年二月四日 北地会所へ食糧武器木材等運送す
- ・同年二月廿一日 御繰合錢四百兩田名部通にて
納入催促

・同年四月五日 津輕米積船大岡沖難破

・同年四月七日 千五百石積船前船大岡入港

・同年九月六日 昆布・ふのり入札、金二千四百兩

・同年九月廿四日 田名部通大洪水

・同年十月十二日 大畑町元六スルメ一手買入方
被仰付る

(9) 同 文化十二年正月〜十二月末 四九丁 一冊

※同年正月廿九日 田名部昨年不作につき免引願許可

・同年二月五日 佐井浦江警固士百人詰める

・同年二月十一日 目名不動院放火にて焼失

・同年同月十七日 木之部村出火 家数廿九軒中二
十軒焼失

・同年三月七日 田名部大火、百六拾軒焼失

・同年八月十一日 関根村禱三十駄拝借

同 文化十三年正月〜十月七日 六三丁 一冊

※同年正月十一日 物価相場 米一貫匁につき一斗五

升、兩替一兩に付七貫三百五十文

・同年三月一日 函館詣御人数連日出立

31

雑書

拾五冊

(11) 雜書 文政三年六月〜十二月末 六八丁 一冊

※文政三年六月七日 牛滝山師源八川内山出材木千

石目余東北風にて吹流す

・同年七月十四日 殿様忌中に付盆中相撲踊花火一
切禁止

・同年八月廿四日 田名部洪水

・同年十月廿四日 坂井丹治大畑春日明神祠官の処
元通り御給人となる

・同年十一月十九日 佐井八幡神主山川備前引上げ
被命る

・同年十二月六日 泰作成章死去

同 文政四年正月〜十二月末 八一丁 一冊

※同年正月十七日 蛇浦村時化浪除入用松

千式百九拾六年

・同年正月廿六日 大畑山七千石連上山許可

・同年式月三日 大岡奥戸兩御野柵修繕松五千三百本

・同年三月廿日 長崎俵物積船中野浜前浜にて難破

・同年三月廿八日 大烟寄鯨有之

・同年十一月十四日 白糠村泊村明神沢境論

(13) 同 文政七年一月〜十二月末 八〇丁 一冊

※同年二月二日 岩屋村百姓等母衣部村松山より薪

伐採山論

・同年二月四日 城ヶ沢村領山を一里越村にて伐取

り山論立つ

・同年九月五日 母衣部、岩屋兩村々境争う

(14) 同 文政十年元日〜十二月晦日 六三丁 一冊

※同年正月十六日 田名部火災、廿六軒焼失

・同年七月廿日 大烟火災、四十軒焼失外に土蔵五

ヶ所

(15) 同 文政十一年元日〜九月廿九日 七二丁 一冊

※同年二月十日 田名部大橋・小川下橋新規架替

・同年二月十五日 田名部またまた洪水

(16) 同 天保四年一月〜十二月晦日 五四丁 一冊

※同年三月七日 知行所と上小倉平村の境論

・同年六月十五日 大烟火災、八軒焼失

・同年十一月廿八日 アイヌ漁舟下風呂へ漂流

・同年十一月七日 漂流蝦夷人田名部役所にて饗応

歌舞す

・同年十二月晦日 三戸にて御役銭取立の爲農民結

集勘弁の儀を願ひ氣勢を揚ぐ

(17) 同 天保五年正月〜十二月末 四九丁 一冊

※同年正月六日 田名部御給人中三十九石以下拾壹

人に一ヶ月米片馬ずつ被下る

・同年二月廿日 佐井窮迫人七十六軒・磯谷七軒

・同年三月卅日 川内大火、付火人本覚寺看主雷州

を村民測へ打沈める

・同年六月八日 田名部困窮者廿軒に御救料被下る

・同年六月十六日 異国船下風呂へ来たる七人上陸

・同年六月廿三日 北地にて死亡者供養のため獻碑

に付大烟にて彫作す

・同年六月廿八日 野牛村二十七軒の内廿六軒焼失

(18) 同 天保七歳正月〜十二月廿八日 三〇丁 一冊

※同年五月六日 川内臺之助津輕山仕込につき柚伴

れ行き、柚共不残慎被仰付る

・同年九月廿二日 下風呂村平之丞御用錢百両命ぜ

られ家屋敷売却せざれば納付出来兼る旨申立る

・同年十月十三日 市中倉改め、山本理左衛門米七

拾俵在庫、同十九日物屋共に売払申付らる

・同年十二月廿八日 安渡村久保屋庄助へ村民百五

六十人鑄駕口にて打こわし……欠字

(19) 同 天保八年正月〜十二月晦日 四三丁 一冊

※一月元日 田名部町民不安の気張り、金屋村民栗

山口江寄合の報達す、何かと騒動儀有り

・同廿六日 朔日騒立一件ニ付 迎町組頭清兵衛・

左次右衛外四名 親類組合預慎被仰付、金屋

村組頭勝右衛門、同村甚助兩人慎被仰付る

・四月一日 関根村火災、廿五軒焼失

・五月廿七日 罹災者無断にて材木伐出騒動す

・十二月晦日 盜賊倉破り衣類盜難、明けて三日盜

人伊右衛門捕わる

(2)

同 天保九年正月〜十二月末日

四三丁

一冊

※四月十二日 大畑葉色山火事

・七月五日 巡邏使黒田五左衛外田名部通巡検

・同廿九日 尻屋村境論起る

・八月廿七日 田名部洪水

・十二月三日 当年も凶作

(2)

同 天保十年一月〜十二月末

五〇丁

一冊

※正月元旦 凶作につき物乞数十人田名部町に溢れ

る

・六月十五日 米買入割合金六十兩山本・丸山・松

村、五十五兩藤田・川岸、其外計四百十兩

・同廿一日 江戸屋敷経費割当、田名部通七百兩内

百兩山本・松村、七拾兩川岸、六拾兩丸山其外

・十月九日 鰯網役銭過分取立に付問題となり一朱

百五文つゝ村々へ相返す

(2)

同 天保十一年正月〜十二月晦日

五一丁

一冊

※二月晦日 御繰合割当四拾五兩山本・松村、四拾

兩丸山、三拾五兩藤田、三拾兩川岸其他

・七月廿八日 佐井七拾軒焼失

・十二月十八日 繰合金割合五十兩丸山・山本・松

村、三拾兩藤田其外

(23) 同 天保十三年正月〜十二月

四七丁

一冊

※正月廿一日 繰合金五拾兩割当 式百兩松村、百

拾兩藤田、百兩丸山・本町文蔵、八拾兩柿崎村藤

右衛門その他

・三月十六日 丸山伊兵衛・本町ノ文蔵、同権兵衛

二人扶持名字帶刀御免

・六月十一日 五十集商札冥加金六兩巷歩三朱と極

まる。

・六月廿五日 御繰合金田名部通七百五拾兩百三拾

五兩山本、百式拾兩松村、九拾兩藤田

・九月廿二日 八戸弥六郎同勢百拾人殿様名代巡検

・十一月廿七日 野辺地出火、四拾軒余並寺三ヶ所

(24)

同 弘化四年元日〜三月十二日

一二丁

一冊

※正月十三日 能舞狂言の内春初め不敬の筋有之と

代官よりお叱り蒙むる

(25)

同 嘉永二歳正月〜四月十七日

三三丁

一冊

※四月十七日 川向へ夷国船来航・異人上陸

32

造船

二冊

(1)

合船御役取立本払 寛政八年正月

一六丁

一冊

※寛政八年並同九年分書留

(2)

合船御役御請負不仰付

文化十四年十一月

内御役金取立候分書上帳

四丁

一冊

石野家文書

1 買物帖

大正元年八月～五年二月 一〇二丁 一冊
 ※下北田名部及び青森八戸其他の地域よりの買物明細

2 家屋新築日雇帳

明治四十五年 自四月 二〇丁 一冊
 至十月
 ※自家新築の際木挽大工人夫等の稼働日附帳

3 金銭出納帖 三冊

- (1) 差引覚 安政二年正月～十一月 二四丁 一冊
 ※酒販売並に古樽差引控帳
- (2) 金銭判取帳 明治十年十一月～十五年二月 一〇〇丁 一冊
- (3) 荷物請渡帳 明治十九年一月 一五〇丁 一冊
 同 二十三年一月
 ※鯛ノ粕荷物受渡帖

4 金銭請払帳

明治廿三年一月 二〇二丁 一冊
 同 廿四年六月

5 金銭出納帳 二冊

- (1) 貸方金銭請払帳 明治廿六年四月 一九三丁 一冊
 同 廿八年一月
- (2) 商品大福帳 明治三十一年十二月 一二四丁 一冊

6 金銭出納帳 二冊

- (1) 浜 帳 明治卅二年九月～十二月 九五丁 一冊
 ※鯛ノ粕買入帖
- (2) 大福帳 明治卅二年～明治四十年 二八三丁 一冊

7 金銭出納帳 二冊

- (1) 外来入貸付帳 明治三十三年五月 一六二丁 一冊
 同 三十八年
- (2) 浜(帳) 明治卅七年十二月 二〇〇丁 一冊
 同 大正四年
 ※後半虫喰にて不分明

8 金銭出納帳 二冊

- (1) 金銭出入帳 明治卅八年七月 三一八丁 一冊
 同 四拾三年一月
 ※表紙なし
- (2) 金銭出入帳 明治卅九年八月 一八二丁 一冊
 同 四拾一年二月

※後半欠損

9 金銭出納帳 二冊

(1) 金銭出入帳 明治卅三年～四十三年 三五丁

※表紙なし

(2) 金銭出入帳 明治四十四年六月
～大正二年 一六五丁

※表紙なし

10 台帳 大正三年一月～五年一月 九七丁

※金銭貸付帳

11 小花折昆布送渡控帳 明治十四年八月

砂子又村連名 本町清兵衛 一〇丁

※砂子又村並小田沢両村よりの昆布輸送駄賃調

12 小花折昆布請取控 明治十四年八月 九丁

※前同断

13 清寿丸仕入帳 元治二年正月

大工屋清兵衛 六四丁

※上方より買取仕切控

14 高梨沢御鉄山仕込帳

明治十二年一月 五五丁 一冊

※下北郡高梨沢鉾山経営仕込明細帖 後半損亡あり

15 輪白沢内十兵衛御山仕込帳

明治九年四月 四九丁 一冊

※輪白沢官山・内十兵衛沢官山・易国間滝之沢御山仕込帳

16 万覚帖 二冊

(1) 万覚帳 文久元年正月～二年八月 七九丁 一冊

※幸福丸仕込帳

(2) 太蔵帳 明治十三年～十四年 二九六丁 一冊

17 万覚帖 二冊

(1) 万覚帖 明治廿年～廿一年 七二丁 一冊

石野慶蔵

(2) 万事附込帳 明治廿一年～廿二年 二七丁 一冊

石野慶蔵

松谷家文書

1 出荷物改帳

明治三年三月
湊役所 一九九丁 一冊

※明治三年、四年二月迄の下北佐井港よりの
移出貨物改帳

2 入荷物仮札

明治四年正月
湊役所 一〇一枚 一綴

※明治四年正月より同年十二月迄の仮札、各間屋が湊役所へ差出した入港船積荷届書、各地より船舶名が散見される。即ち加州・能登・越中・越後・長門・秋田・松前等があるが入荷は地域柄半穀が殆どである。

3 松谷文書雜篇 九札

- (1) 苗字帯刀御免願 文化十年十一月 一札
- ※佐々木易太・堺丹治より佐井村伝治へ
- (2) 口上之覚 文化十年十一月(案紙) 一枚
- (3) 呼出状 文化十年十一月 肝入文治宛 一札
- (4) 名字帯刀免許状 文化十一年十二月 一札

※南部家老美濃・丹波・勘解由より田名部代官所宛の
佐井村伝治への苗字帯刀許可通達状

- (5) 出産積出控帳 慶応二年三月 五丁 一冊

※寅年二月廿五日より同十二月出材木並其外出
産積出惣調帳 佐井湊役所

- (6) 湊往来写 明治三年二月 土田権少胤出 一札

- (7) 渡海届 明治四年一月六日 湊役所宛 一札

- (8) 面役上納報告 明治四年二月 吉川俊兵衛宛 一札

- (9) 書状差出控 明治四年一月 湊役所 八丁 一冊

- (10) 船往来 明治四年五月 浦々関所宛 一札

- (11) 遣証文 安政六年二月 一札

※田名部通奥戸山老千八百石材取連上許可、南部藩より佐井村伝四郎宛

- (12) 遣証文 文久二年二月 一札

※奥戸村御山三ヶ所六千九百七拾五石切取連上許可、南部藩より右同人宛

4 元払勘定帳 二冊

- (1) 庚午元払勘定帳 明治三年一月、十二月 四五丁 一冊
- 佐井湊役所
- (2) 辛未元払勘定帳 明治四年一月、十二月

湊役所

四四丁

一冊

5 入船附帳

明治四年正月～五月

佐井湊役所

九七枚

一綴

6 漁方仕入帳

寛政七・八年分

二四一丁

一冊

※漁場貸付並経費人別明細帳 表紙松屋伝治郎

7 諸役金錢帳

二冊

(1)

庚午諸役金錢元帳

明治三年正月～十二月

湊改所

九〇丁

一冊

(2)

辛未諸役金錢元帳

明治四年正月～十二月

湊役所

九〇丁

一冊

野村家文書

1 大福帳 八冊

(1) 巳年大福帳 弘化二年正月 一〇〇丁 一冊
 ※利息貸・小貸利息帳 上方通京・大坂・江戸・加賀・仙台並藩内問屋筋の帳

(2) 丁未年大福帳 弘化四年正月 九七丁 一冊

(3) 戊申年大福帳 弘化五年正月 一〇〇丁 一冊

(4) 大福帳 嘉永二年正月 一〇〇丁 一冊

(5) 辛亥大福帳 嘉永四年正月 一〇〇丁 一冊

(6) 癸丑大福帳 嘉永六年正月 一冊

※帳末破損有り

(7) 甲寅大福帳 嘉永七年正月 一〇〇丁 一冊

(8) 己未大福帳 安政六年正月 一〇〇丁 一冊

2 金銭出入帳 廿二冊

(1) 癸巳金銭出入帳 天保四年正月 六〇丁 一冊

※店・酒屋・持船等の金銭取扱帳

(2) 甲午金銭出入帳 天保五年正月 六〇丁 一冊

(3) 乙未金銭出入帳 天保六年正月 六〇丁 一冊

(4) 丙申金銭出入帳 天保七年正月 六〇丁 一冊

(5) 戊戌金銭出入帳 天保九年正月 六〇丁 一冊

(6) 己亥金銭出入帳 天保十年正月 六〇丁 一冊

(7) 辛丑金銭出入帳 天保十二年正月 六〇丁 一冊

(8) 壬寅金銭出入帳 天保十三年正月 六〇丁 一冊

(9) 癸卯金銭出入帳 天保十四年正月 六〇丁 一冊

(10) 甲辰金銭出入帳 天保十五年(弘化元)正月 六〇丁 一冊

(11) 乙卯金銭出入帳 安政二年正月 六〇丁 一冊

(12) 丙辰金銭出入帳 安政三年正月 六〇丁 一冊

(13) 丁巳金銭出入帳 安政四年正月 六〇丁 一冊

(14) 戊午金銭出入帳 安政五年正月 六〇丁 一冊

(15) 己未金銭出入帳 安政六年正月 六〇丁 一冊

(16) 庚申金銭出入帳 安政七年(万延元)正月 六〇丁 一冊

(17) 癸亥金銭出入帳 文久三年正月 五〇丁 一冊

(18) 己巳金銭出入帳 明治二年正月 五〇丁 一冊

(19) 壬申金銭出入帳 明治五年正月 五〇丁 一冊

(20) 癸酉金銭出入帳 明治六年正月 五〇丁 一冊

※帳尻破損有り

- (21) 甲戌金銭出入帳 明治七年正月 六〇丁 一冊
 (22) 乙亥金銭出入帳 明治八年正月 六〇丁 一冊

3 年貢帳 一冊

- (1) 平内年貢帳 明治四十二年十二月 四四丁 一冊
 ※平内地区の所有田小作米帳
 (2) 米穀受払帳 明治三十二年十一月 一七丁 一冊
 ※八戸行蔵米渡附手控、浜中茂助と有り

4 諸合船帳 六冊

- (1) 合船入方帳 寛政九年七月 二二丁 一冊
 ※船頭太兵衛乗込、松前あらや村沖合にて十二月一日破船の記有り
 (2) 太神丸新造仕上帳 文政七年八月 一八丁 一冊
 ※総工費九百七拾四兩と三ノ百六十七文余
 (3) 正徳丸合船清帳 天保五年六月 八丁 一冊
 ※総工費百拾三兩貳步余
 (4) 神通丸合船清帳 天保六年十月 五丁 一冊
 ※大坂にて新造、総工費千百八拾五兩貳步余
 棟梁三原屋完兵衛
 (5) 天神丸興行清帳 天保九年二月 五丁 一冊

※右は大坂にて天保八年十月貳百七拾四兩にて買求む

- (6) 正徳丸合船清書 弘化四年六月 一三丁 一冊
 ※総葺替工費百四拾五兩三分貳朱余

5 総勘定目録 拾八冊

- (1) 勘定帳 享和三歳癸亥正月 一三丁 一冊
 ※店並酒店・持船の総勘定決算書 但し前年度享和二年の勘定である。以下の勘定書は右に準ず
 (2) 甲申総勘定目録 文政七年正月 三四丁 一冊
 ※店勘定目録、酒屋勘定目録と併記
 (3) 乙酉総勘定目録 文政八年正月 三六丁 一冊
 (4) 丙戌総勘定目録 文政九年正月 二九丁 一冊
 (5) 丁亥総勘定目録 文政十年正月 三一丁 一冊
 (6) 戊子総勘定目録 文政十一年正月 三四丁 一冊
 ※常夜燈建立費 拾兩ト十貫文
 (7) 己丑総勘定目録 文政十二年正月 二五丁 一冊
 (8) 庚寅総勘定目録 (天保元) 文政十三年正月 三二丁 一冊
 (9) 戊寅総勘定調帳並見世勘定帳 明治十一年正月 二六丁 一冊

(10)	丁亥総勘調帳	明治廿年正月	一三丁	一冊
(11)	戊子総勘定調帳	明治廿一年一月	二三丁	一冊
(12)	己丑総勘定調帳	明治廿二年正月	二三丁	一冊
(13)	庚寅総勘定調帳	明治廿三年正月	二三丁	一冊
(14)	辛卯総勘定調帳	明治廿四年正月	二三丁	一冊
(15)	壬辰総勘定調帳	明治廿五年一月	二四丁	一冊
(16)	癸巳総勘定調帳	明治廿六年正月	二三丁	一冊
(17)	甲午総勘定調帳	明治廿七年正月	二三丁	一冊
(18)	丙申総勘定調帳	明治廿九年一月	二三丁	一冊

6 諸書上物控 天保十一年正月〜明治廿一年

※百拾五項目内 天保年間四十一項目、弘化年間六項目、嘉永年間八項目、安政年間六項目、文久年間二項目、元治年間三項目、慶応年間十項目、明治年間四十項目、但しコビーの綴一一九丁 野辺地 浜中清蔵氏寄贈

西谷家文書

5 園芸日記 明治廿四年二月

1 備忘録 二冊

(1) 備忘録 明治廿九年九月〜明治卅一年十二月

(但し明治卅一年七月一日以降隔日奇数日のみ記載)

一六丁 一冊

※天候外若干の覚書

(2) 参考録 明治卅二年一月〜卅四年四月

二三丁 一冊

※時候記録

2 地方税 貸下ケ金 本県納判取簿 明治十二年九月〜明治十五年八月 為換方 一九丁 一冊

※地方税並貸下金返納公金の支払簿

3 町村聯合会入費受払帳 明治十二年五月〜十四年八月 為換方掛屋 一六丁 一冊

※町村聯合会は第二大区の聯合会

4 第二大区各小区 地租金 区入費 請取帳 明治八年 八六丁 一冊

公金納係 西谷平兵衛

※各小区とは十小区分(但し三小区分なし)

※二月〜十一月迄の記載有り、廿六年四月〜七月迄の分附記す 表紙裏に蘇蝶と有り 三二丁 一冊

6 現金受払日計簿 四冊

(1) 現金受払日計簿 明治十二年五月〜七月 掛屋 二九丁 一冊

(2) 現金日計簿 明治十二年八月〜十三年十二月 掛屋 四四丁 一冊

(3) 現金日計簿 明治十四年一月〜十二月 為換方 三二丁 一冊

(4) 現金日計簿 明治十五年一月〜八月 為換方 二六丁 一冊

7 五・六小区地租課金受取上納差引簿 三冊

(1) 五・六小区地租課金 受取上納差上簿 明治九年 七丁 一冊

(2) 五・六小区本払仮払帳 明治十一年十一月 掛屋 二九丁 一冊

(3) 旧五・六小区別途払及 明治十年九月

預リ金差引調帳 明治十一年十月

今田真守・松井源兵衛扱 一〇丁

一冊

8 御用方金錢關係内差引帳 明治九年一月

九〇丁

一冊

※第二大区各小区分出納明細帳

9 判取帳 明治六年十月

三丁

一冊

10 払金日計簿 十冊

(1) 庶務係払日計簿 明治十一年十月
産業係払日計簿 明治十二年二月

掛 屋 一七丁

一冊

(2) 出納係払日計簿 明治十一年九月〜十二月

掛 屋 三七丁

一冊

(3) 出納係仮払日計簿 明治十一年九月
明治十二年八月

掛 屋 八八丁

一冊

(4) 出納係本払日計簿 明治十一年九月
明治十二年四月

掛 屋 八〇丁

一冊

(5) 出納係本払日計簿 明治十二年五月〜十月

掛 屋 一〇七丁

一冊

(6) 払金日計簿 明治十二年十月〜十三年二月

掛 屋 七九丁

一冊

(7) 払金日計簿 明治十三年七月〜十二月

為換方 九三丁

一冊

(8) 払金日計簿 明治十四年一月〜八月

為換方 九八丁

一冊

(9) 払日計簿 明治十四年九月〜十五年五月

為換方 一二六丁

一冊

(10) 払金日計簿 明治十五年六月〜八月

為換方 二二二丁

一冊

11 貸下上納金預ケ通 二冊

(1) 貸下上納金預ケ通 明治十一年九月

※日干損夫喰米借入代金等 二六丁

一冊

(2) 旧大・小区仮払復金預ケ金

明治十一年十一月〜十二年十一月 九丁

一冊

12 経費予算金預ケ通 明治十一年九月
明治十二年二月

一八丁 一冊

14・13 金銀預ケ受取帳 九冊

九冊

(1) 金銀預ケ受取帳 明治十二年七月
十三年六月

南津輕郡々役所出納係

※國稅・地方稅分

一四丁

一冊

(2) 金銀預ケ受取帳 明治十二年七月
十三年六月

南津輕郡々役所出納係

三八丁

一冊

(3) 右同 明治十三年一月〜六月

六〇丁

一冊

(4) 右同 明治十三年七月〜十二月

為換方西谷平兵衛、扱人森久兵衛

五八丁

一冊

(5) 右同 明治十三年七月〜十四年六月

一五丁

一冊

(6) 右同 明治十四年一月〜六月

五四丁

一冊

(7) 右同 明治十四年七月〜十二月

五二丁

一冊

(8) 右同 明治十五年一月〜六月

四〇丁

一冊

(9) 右同 明治十五年七月廿八日〜八月廿六日

一三丁

一冊

15 金銭受払帳 三冊

(1) 金銭受払帳 明治十三年十二月

和合講

一三七丁

一冊

※和合講結成、講人七名、掛金出納

(2) 和合講清帳 明治十三年十二月
十八年十二月

九二丁

一冊

(3) 金銭請払控 明治十六年一月〜七月

自家金銭受払控

四〇丁

一冊

16 戸長用係給料渡簿 五冊

(1) 戸長用係給料渡簿 明治十四年一月〜六月

為換方

三六丁

一冊

※第二大区各小区戸長用係給料支払簿

(2) 戸長用係給料並役場費渡簿 為換係

明治十四年七月〜九月

二九丁

一冊

(3) 戸長用係給料渡簿 明治十四年十月〜十二月

為換方

一八丁

一冊

(4) 戸長用係給料及役場費渡簿

明治十五年八月〜十二月

四三丁

一冊

(5) 戸長用係給料及役場費渡簿

明治十六年一月〜八月

三四丁

一冊

17 区費金預ケ通 明治十一年一月

第二大区々務所

一八丁

一冊

18 中津輕郡廷縄代金請払帳

南津輕郡産業係

四丁 一冊

明治十三年五月〜十一月

19

日記

嘉永元年〜安政三年 西谷平兵衛

(1)

日記 嘉永元年——同三年 九六丁 一冊

※弘化五年改元嘉永元年。弘化四年十二月五日夜の強震に關連し、同年三月廿四日夜起つた信州大地震被害模様を後世の爲詳細に記す

・嘉永元年三月二十日上磯藤島沖に異国船來航記述並同年七月七日頃寄鯨中毒事件等

(2)

日記 嘉永四年——同七年 九六丁 一冊

※嘉永四年五月十九日黒石産犬伊勢參宮に出掛け秋田より送付された記事（口絵参照）

・嘉永五年九月廿七日長崎三都より流行し初め青森にても米搗きの折白き粉菜入れ量を殖やし、それを食べて犬死にしたりと、右売弘めの者共召捕られる

・嘉永七年四月本家と相談の上屋号令と改印。嘉永七年改元安政元年。

(3)

日記 安政二年——同四年七月 七二丁 一冊

※安政二年十月二日江戸大地震飛脚十二日着、黒石陣屋御台所に呼出され、江戸藩邸被害入用割付金四拾五兩上納・同年十一月朔日年頭並御上下共御目見被仰付・安政三年七月廿三日大地震、その範

田松前南部に及ぶ記事あり。

20

農業資本利米代上納御預帳

二冊

(1)

農業資本利米代上納御預帳 明治十三年四月 一三丁

為替方 西谷平兵衛

(2)

農業資本利子受取帳

為替方 明治十三年八月 一四丁

21

御預り金受払帳 二冊

(1)

御預り金受払帳 明治九年一月〜八月 九五丁

第二大区扱所

(2)

御預り金受払帳 明治九年九月 九七丁

22

御預り金請払日計簿 八冊

(1)

大区預り金並本払仮払帳

掛屋 明治十年十月 七四丁

(2)

出納係御預り金請払日計簿

掛屋 明治十一年九月 九〇丁

(3) 預り金日計簿

掛屋 明治十二年十月
十三年六月

七五丁

一冊

(4) 預り金日計簿

為替方 明治十三年三月
六月

六四丁

一冊

(5) 預り金日計簿

為換方 明治十三年六月
十二月

八〇丁

一冊

(6) 預り金日計簿

為換方 明治十四年八月

一〇二丁

一冊

(7) 預り金日計簿

為換方 明治十四年九月
十五年二月

九四丁

一冊

(8) 預り金日計簿

為換方 明治一十五年八月

七四丁

一冊

23 御 売 帳

明治四年三月 一四〇丁 堅帳

一冊

※中味表題大福帳明治四年辛未四月吉 表紙裏丸平とあり

24 調 及 諸 要 書 綴

明治十二年二月
十四年一月

六八丁

一冊

掛屋

六八丁

一冊

※掛屋西谷平兵衛の公金預り金受私等の備忘録

尚明治十二年一月五日浅瀬石村北山彦作と共に平

兵衛南津輕郡長唐牛桃里より掛屋に任命され、そ

役職在任中の責任担当設定書類も綴る

25 諸 税 金 御 預 り 上 納 帖

九冊

(1) 諸税金御預り上納帳 明治十年度

掛屋西谷平兵衛・扱人盛久兵衛 一六丁

一冊

※明治十二年二月〜八月迄の分

(2) 国税諸税金御預り上納帖 明治十一年度

※掛屋・扱人共以下同し 一七丁

一冊

(3) 諸税金御預り上納帖 明治十一年度 一六丁

一冊

(4) 地方税金預り帖 明治十一年度 一三丁

一冊

(5) 地方税 諸税金 御預り上納帖 明治十一年度 二九丁

一冊

(6) 税外収入 諸税金 御預り上納帖(甲) 明治十一年度 一三丁

一冊

※掛屋北山彦作・扱人北山周助

(7) 税外収入 御預り上納帖(乙) 明治十一年度 六丁

一冊

※掛屋西谷平兵衛・扱人盛久兵衛

(8) 地方税金預り帖 明治十二年度 二七丁

一冊

(9) 地方税金預り帖 明治十三年度 五丁 一冊

※但し本文は明治十五年四月より七月迄の当直賄料

26 諸税御預り金日計簿 八冊

(1) 諸税御預り日計簿 明治十二年 一三〇丁 一冊

南津輕郡掛屋

※明治十二年六月より七月迄の諸税受取り日計簿

(2) 諸税御預り日計簿 明治十二年六月より八月 二五丁 一冊

※支払日計表も含む

(3) 地方税預り金日計簿 明治十二年十月 掛屋 九〇丁 一冊

※表紙共一部棄損

(4) 地方税預り金日計簿 (甲) 明治十三年二月 六丁 一冊

為換方

(5) 地方税預り金日計簿甲 明治十三年六月より 八二丁 一冊

十四年二月 為換方

(6) 地方税預り金日計簿 甲四号 明治十四年八月 二丁 一冊

為換方 (以下同じ)

(7) 地方税預り金日計簿 甲五号 一〇〇丁 一冊

明治十五年九月より十五年二月

(8) 地方税預り金日計簿 甲六号

明治十五年三月より八月 六九丁 一冊

27 収入金日計簿 掛屋 三冊

(1) 収入金日計簿 (一号) 明治十一年九月より十二月 六二丁 一冊

※租税係諸税金預り日計

(2) 収入金日計簿 (二号)

明治十一年十二月 八七丁 一冊

(3) 収入金日計簿 (三号) 明治十二年三月 八五丁 一冊

28 出納受払帳 二冊

(1) 出張請払帳 明治十年十二月 一〇二丁 一冊

(2) 附込台帳 明治十一年九月 一〇〇丁 一冊

※諸税金並税外収入預り其外手数料等

29 当座預り金日計簿 掛屋

明治十二年九月 二九丁 一冊

明治十五年八月

30 四ノ小区貢米受取清帳

小野組黒石米方 八三丁 一冊

※明治七年?四小区の外七・八・九小区分共

31 税外收入金日計簿 掛屋

明治十一年九月~十二年二月 一九丁 一冊

32 雑書留書 二冊

(1) 雑書 横四一丁 一冊

※筆者、年号不明 米、材木、木綿等の数量値段の算出方

(2) 留書 (折本) 四三折 一冊

※筆者栗原寿弥倫喜の銘、年代不明三月廿九日、山田登門弟也。検地方並算法、塗物、幕打等の作法並幕府布達の控等

33 諸願伺控 十九札

(1) 御役御免願 文化三年十一月 一札

大導寺宇左衛門宛 西原喜兵衛

※御役手廻組四番組番頭、当時七十六才老衰に付き

御役御免願、倫恒と号す。

(2) 御役御免願 文化元年九月 一札

棟方嘉右衛門、栗原喜兵衛宛 福士吉十郎

※御手廻四番組方福士吉十郎老衰に付き御役御免願

当時七十六才

(3) 起請文前書事(案紙) 一札

※礼法門弟起請 年代不明

(4) 隠居並梓相続願 年号不明 (雛形) 一札

隠居並梓相続願 寛政八年七月十七日

(5) 御役御免願 寛政三年一月 一札

棟方作右衛門宛 建部菊太夫

※寛政三年大間越町奉行後御馬廻番頭勤む 当年六十才 四十六年間出仕

(6) 智養子願 寛政三年一月 栗原喜兵衛

山中大助・佐々木車右衛門宛

※梓死去に付きての智養子願

(7) 御役御免願 元文五年十一月 工藤太右衛門

金 惣右衛門・佐野茂介宛

※当時御馬延一番組 四十四年間勤む 六十五才 梓三之助二十四才

(8) 隠居願書付 控 安永十年正月十七日 一札

斎藤甚之助・成田佐次兵衛宛 栗原十兵衛

※御役御手廻五番組山方吟味役加役 当年七十二才

病疾の為隠居願

(9) 智養子差出度願書付 安永二年二月 一札

須藤忠兵衛・築館奥右衛門宛 栗原喜兵衛

三男嘉之助福田忠左衛門方へ智養子差遣度きの願

(10) 御遺誠 正徳二年十月九日 一冊

※徳川六代將軍家宣の御遺訓の写

(11) 貧民救助人名帖 大正五年二月十三日

西谷茂太郎

一四丁 一冊

※表紙に四十二歳厄除ニ付当町貧民救助とある。大

正凶年貧民救済覧

(12) 親類書 二

(イ) 父方親類書

長尾新左衛門組御中小姓菰番組

栗原種次郎当已、二十九才 天明五年五月

馬屋半左衛門・戸田次左衛門宛

一札

(ロ) 父方親類書 長尾新左衛門組御中小姓菰番組

栗原種次郎当已二十九才

一札

※(イ)のものと同様であるが宛先なし

(13) 御書付覧(写) 元禄十六年十一月

毛内安兵衛宛

津軽藩主

一紙

※表紙に「癸未年十月毛内氏江被仰付候御書付之表、甲申五月中旬工藤氏於大坂屋敷にて写取ル」

の書入有り・元禄十六年十一月於江戸上方御用毛

内安兵衛殿江被仰付候刻密かに被仰付候御書付之

写、上方御用勤方心得を命じたる書翰写

(14) 起請文前書例文 年号無し

宛先 差出なし

※代官役就任起請文の雛形

一札

(15) 休養願

年号なし 津軽直記宛 栗原喜兵衛

※案紙

一札

(16) 覧(年貢算出覧) 年号筆者名共になし

一札

(17) 口上(誓詞前書の取扱方) 年号その他なし

一枚

(18) 毛内家由緒書(栗原泰芸子女之覧)

一札

※一男・八女有り 長女小山九兵衛へ嫁す、二女栗

原喜兵衛母、三女強清水へ嫁す、四女坂本十三郎

へ五女は東長町男は参九郎此人百石被下置七女浅

利八右衛門の母 八女夭折 九女幼少にて死去等

の記入あり

34 諸道免許状

一札

※栗原幸之助、高松太右衛門宛等の免許状

(1) 鳴弦養目伝書 宝暦七年五月

一卷

※一宮随波斎相伝木村典膳匡隆の伝者高松九兵衛陣

貞より栗原幸之助宛秘伝書

(2) 弓芸藤家一流伝書 正徳三年三月

一卷

※石堂竹林派とも云。第一初勘七道伝書。中畑半右

衛門金満の流れ木村典膳匡隆より高松太右衛門宛

伝書・前半並結末部虫喰欠損

(3) 縄術秘伝書 寛延元年八月

一卷

※青柳桑之助高久の流れ伝者荒木閑宇兵衛より高松幸

之助宛目録伝書・破損箇所多し。

(4) 縄一流之秘術伝書 寛延四年八月

一卷

清野勝右衛門尉相伝者田中太郎五郎武備より高松

幸之助宛伝書

(5) 清淨靈劍之大事 安永八年六月 一卷

※縦横妙通十二刀秘術伝書、田中宗右衛門真武より
粟原倫常宛伝書

(6) 井上外記流砲術免許 天保十六年正月 一卷

※小筒並三貫目玉筒迄之一饒初心の伝授。長谷川小
四郎利長より粟原藤太宛伝書

(7) 縄術秘伝書 寛延元年八月 一卷

※荒木閔宇兵衛より免許目録高松幸之助宛伝書、

縄術秘伝書と関連あり。前半欠損

(8) 劍術戸田流秘伝書 元文二年閏十一月 一卷

※戸田一応相伝者六代日戸田権七忠清よりの秘伝
書、宛名なし、巻初欠損あり。

(9) 縄一流之秘術 寛延四年八月 一卷

※新影治源流縄一流秘術橋内膳家久相伝者田中太郎
五郎武備より高松幸之助宛伝書。(3)(7)と関連あり。

解題書目 第6集 五 家 文 書

昭和51年 3 月25日印刷

昭和51年 3 月31日発行

編 集
発 行

青 森 県 立 図 書 館

青森市新町二丁目 4 番30号

電 話 ☎ 2 3 0 1 番

印 刷

高 金 印 刷 所

青森市千刈二丁目 1 番30号

電話 ☎ 0519・☎ 2244番



青森県立図書館



102 1179788 4